

旧上瀬谷通信施設地区
土地区画整理事業

環境影響評価事後調査計画書
(工事中その2)

令和6年2月

横浜市

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図(タイル)を加工して作成したものである。

はじめに

令和5年度上半期から、米軍施設基礎部分の撤去工事、一部区域の土壤汚染対策工事、土工事に着手するため、これらの工事着手に先立ち令和5年3月に環境影響評価事後調査計画書（工事中その1）を提出しました。

その後、造成工事等について、概ねまとめたことから、環境影響評価事後調査計画書（工事中その2）を提出します。

目 次

第1章 対象事業の計画内容等	1-1
1.1 対象事業の名称等	1-1
第2章 対象事業の概要及び実施経過	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の概要	2-1
2.2.1 対象事業の内容	2-1
2.2.2 対象事業の工事計画	2-10
2.2.3 今後のスケジュール	2-17
2.2.4 対象事業以外の事業により整備される公共施設等について	2-18
2.2.5 対象事業の背景及び経緯	2-21
第3章 評価書で記載した事後調査等の項目及び手法	3-1
第4章 評価書で記載した事後調査等の実施内容に関する事項に 検討を加えたもの	4-1
4.1 事後調査等実施方針	4-1
4.2 事後調査等の項目	4-2
4.3 事後調査等の手法及び実施時期	4-6
第5章 事後調査結果報告書を提出する時期	5-1
第6章 事後調査等の受託者	6-1
第7章 卷末資料	7-1
7.1 保全対象種の生息及び生育環境の創出に関する計画	7-1
7.2 断面図	7-12

第1章 対象事業の計画内容等

1.1 対象事業の名称等

対象事業の名称等は表 1.1-1 に示すとおりです。

表 1.1-1 対象事業の名称等

事業者の氏名及び住所	事業者の名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
対象事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
対象事業の種類、規模	種類 土地区画整理事業 規模 面積 約 248.5ha
対象事業実施区域	神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所（図 1.1-1～3 参照）
事後調査の実施者	事業者の名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

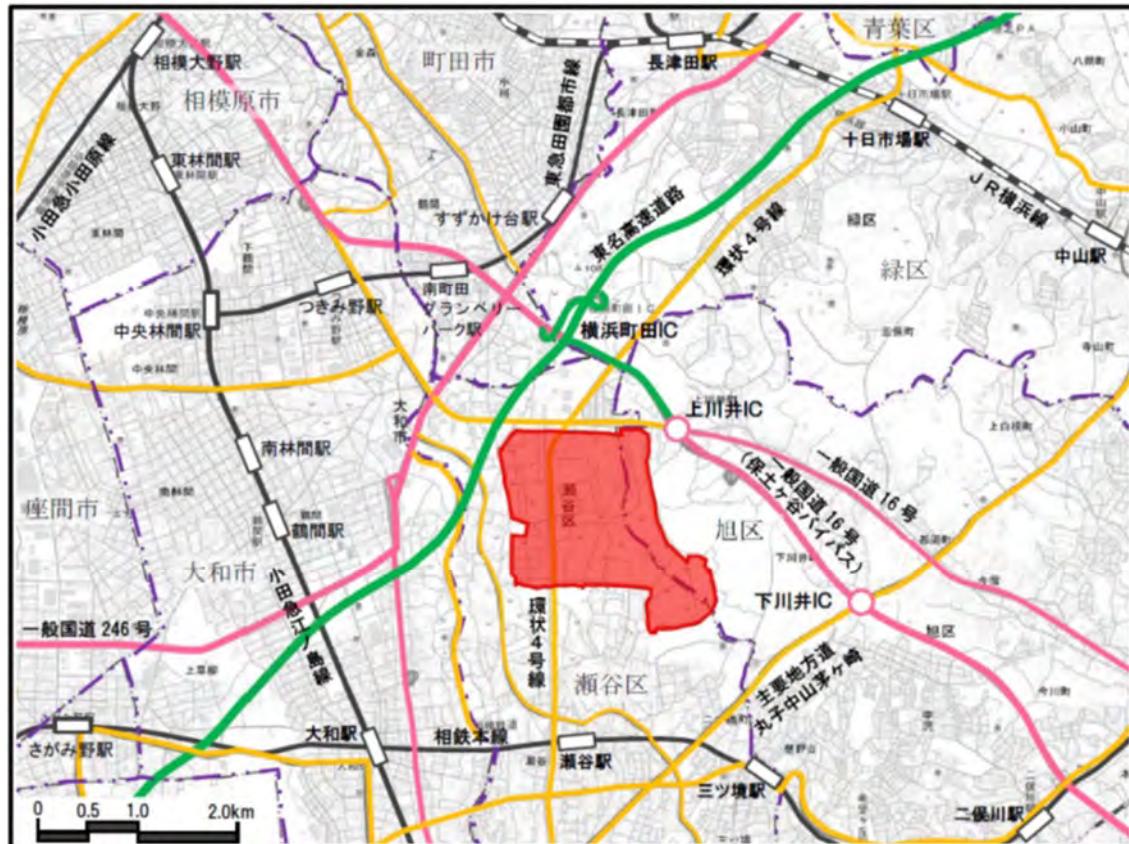
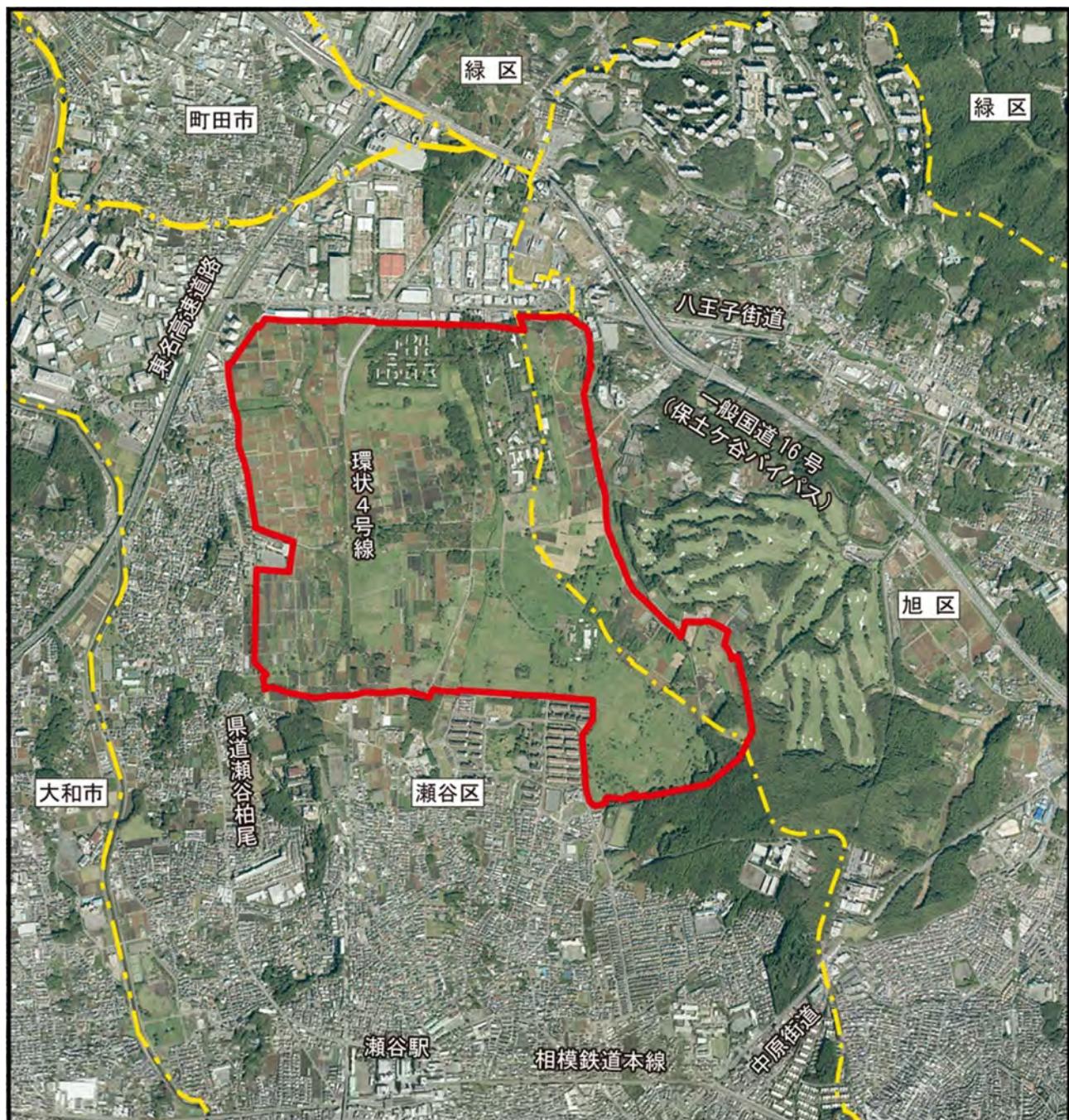


図 1.1-1 対象事業実施区域の位置



凡 例

■ 対象事業実施区域

—・— 都県界

— 市界

— 区界

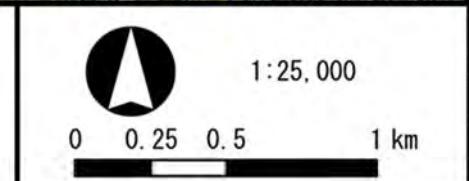


図 1.1-2 航空写真



図 1.1-3 対象事業の規模

第2章 対象事業の概要及び実施経過

2.1 対象事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏でも貴重で広大な土地です。

対象事業実施区域は面積約248.5haで、全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

2.2 対象事業の概要

2.2.1 対象事業の内容

(1) 土地利用計画の基本方針

土地利用計画の基本方針は、表2.2-1に示すとおりです。

表2.2-1(1) 土地利用計画の基本方針（基本方針）

基本方針	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の4つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン 　営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン 　国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン 　広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン 　交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p> <p>各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。</p>
------	--

表2.2-1(2) 土地利用計画の基本方針（土地利用ゾーンの配置の考え方）

土地利用ゾーンの配置の考え方	<ul style="list-style-type: none">現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。
----------------	--

この土地利用計画の基本方針を踏まえ検討を深度化し、現時点の土地利用計画図を図 2.2-1 に示します。また、土地利用面積は表 2.2-2 に示すとおりです。

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(横浜市 令和4年3月) (以下、「評価書」といいます。) で示した切土・盛土の状況についての検討結果については、2-1-2 の造成工事計画に記載しました。

土地利用計画図の地区、用地の考え方、進捗は次のとおりです。

旭区と瀬谷区それぞれに「農業振興地区」を配置することで、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ります。なお、農業振興地区には道路を整備しますが、周辺の緑地との連続性に配慮し、農耕地周辺に生息する種にとって生息環境の代償となり得るような整備が行えるよう、今後、地権者と調整を図っていきます。

「観光・賑わい地区」では、令和5年9月に事業予定者が決定しました。事業コンセプトは、KAMISEYA PARK (仮称) ~世界に誇るジャパンコンテンツとジャパンテクノロジーを活用したワールドクラスの次世代型テーマパーク~とし、令和13年(2031年)頃の開業を予定しています。

「物流地区」では、広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点の形成を図ります。

「公園・防災地区」を配置し、2027年国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ります。

なお、この土地利用計画図は、評価書提出以降に公園・防災地区の面積を拡張しており、今後も関係機関との協議及び詳細設計により変更する可能性があります。

評価書の土地利用計画図に記載されていた「交通施設用地」については、新たな交通として幅広い検討を進めているため、本書の土地利用計画図では位置を記していません。

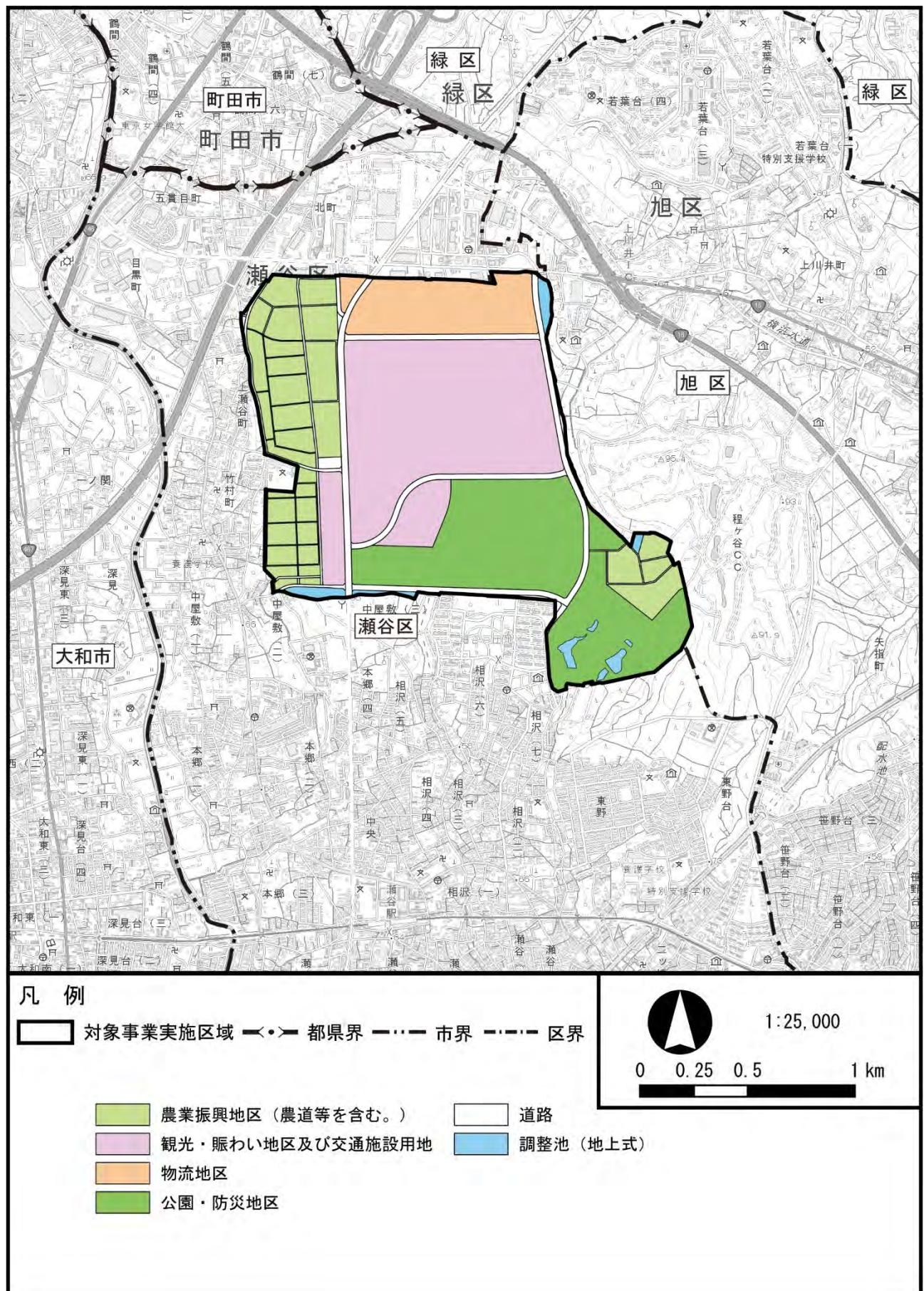
表 2.2-2 土地利用面積

土地利用地区	面 積	割 合
農業振興地区（農道等を含む）	約 50 ha	約 20.1 %
観光・賑わい地区	約 70 ha	約 28.1 %
物流地区	約 23 ha	約 9.3 %
公園・防災地区※1	約 67 ha	約 27.0 %
公共施設等 (交通施設用地、調整池、道路等)	約 38.5 ha	約 15.5 %
合 計	約 248.5 ha	100.0 %

注：関係機関との協議及び詳細設計により数値は変更となる可能性があります。

※1 面積の内訳は、公園約 65ha、防災等用地約 2 ha です。

※2 農道等の具体的な面積は、農業振興地域の区域変更の手続に合わせて決定していきます。



① 道路計画

対象事業実施区域を南北に縦断する環状4号線の一部(環状4号線(南区間))については、現状の2車線から4車線に拡幅整備を行う計画です。

物流地区及び観光・賑わい地区の東端、公園・防災地区を南北に縦断、地区南端を東西に横断し、環状4号線に接続する上川井瀬谷1号線を整備する計画です。また、環状4号線と上川井瀬谷1号線を起終点とし、観光・賑わい地区内を横断及び観光・賑わい地区と公園・防災地区の境界に配置する上川井瀬谷2号線、物流地区と観光・賑わい地区の境界に配置する区画3号線を整備する計画です。

(※道路名称は、令和5年10月の旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 事業計画書(第1回変更)に記載のものとしているため、評価書から変更しています。)

農業振興地区内の道路は、幅員4.5~12m、全長約13,300mの舗装道路を整備する計画です。

対象事業実施区域内の道路の名称、幅員等は表2.2-3に、標準的な道路断面図は図2.2-2に、道路の位置は図2.2-3に示すとおりです。

本事業のアクセスルートにおいては、車線の拡幅として、周辺の市道五貫目第33号線(八王子街道)を2車線から4車線に、保土ヶ谷バイパス上川井IC出口(横浜方面)を1車線から2車線に拡幅されます。

また、交差点の改良として、五貫目第33号線(八王子街道)と環状4号線が交差する目黒交番前交差点※においては、市道環状4号線交差点改良事業の一環として、立体交差化が計画されています。

※：目黒交番前交差点(図2.2-3 道路等の配置計画(P.2-6)参照)

表 2.2-3 対象事業実施区域内の主な道路の概要

No.	名 称	車線数	幅員(m)	全長(m)
1	都市計画道路 3・3・53 上川井瀬谷 1 号線	2	26	約 2,600
2	都市計画道路 3・3・54 上川井瀬谷 2 号線	2	26	約 1,160
3	区画 3 号線	2	26	約 910
4	都市計画道路 3・4・3 環状 4 号線 (南区間)	4	31	約 1,210
5	都市計画道路 3・4・3 環状 4 号線 (北区間)	4	25	約 320

注：1. 表中の No. は図 2.2-3 に示す番号と対応しています。

注：2. 関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

注：3. 道路名称は、令和 5 年 10 月の旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 事業計画書（第 1 回変更）に記載のものとしているため、評価書から変更しています。

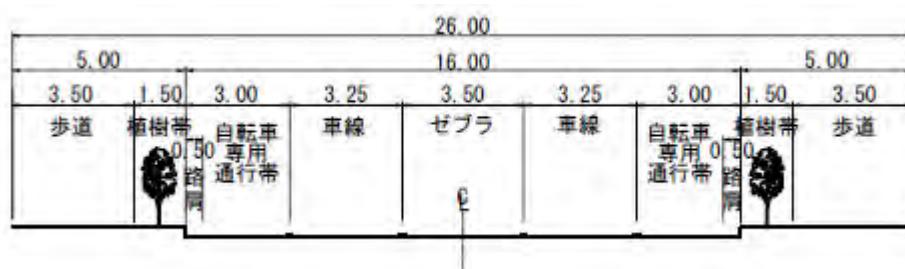


図 2.2-2(1) 上川井瀬谷 1 号線、同 2 号線、区画 3 号線の標準断面図

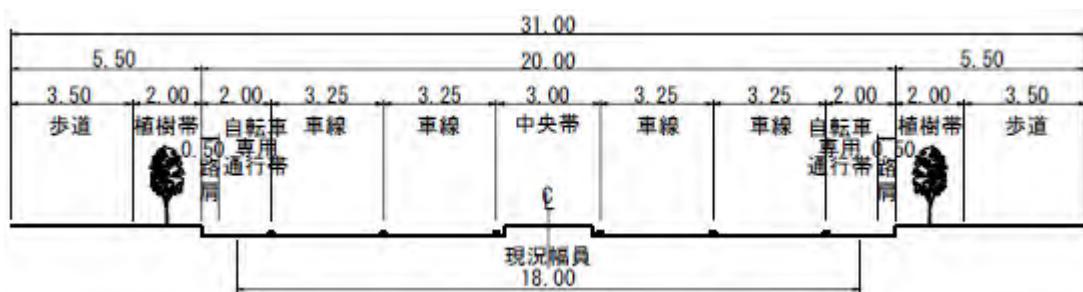


図 2.2-2(2) 環状 4 号線 (南区間) の標準断面図



図 2.2-2(3) 環状 4 号線 (北区間) の標準断面図

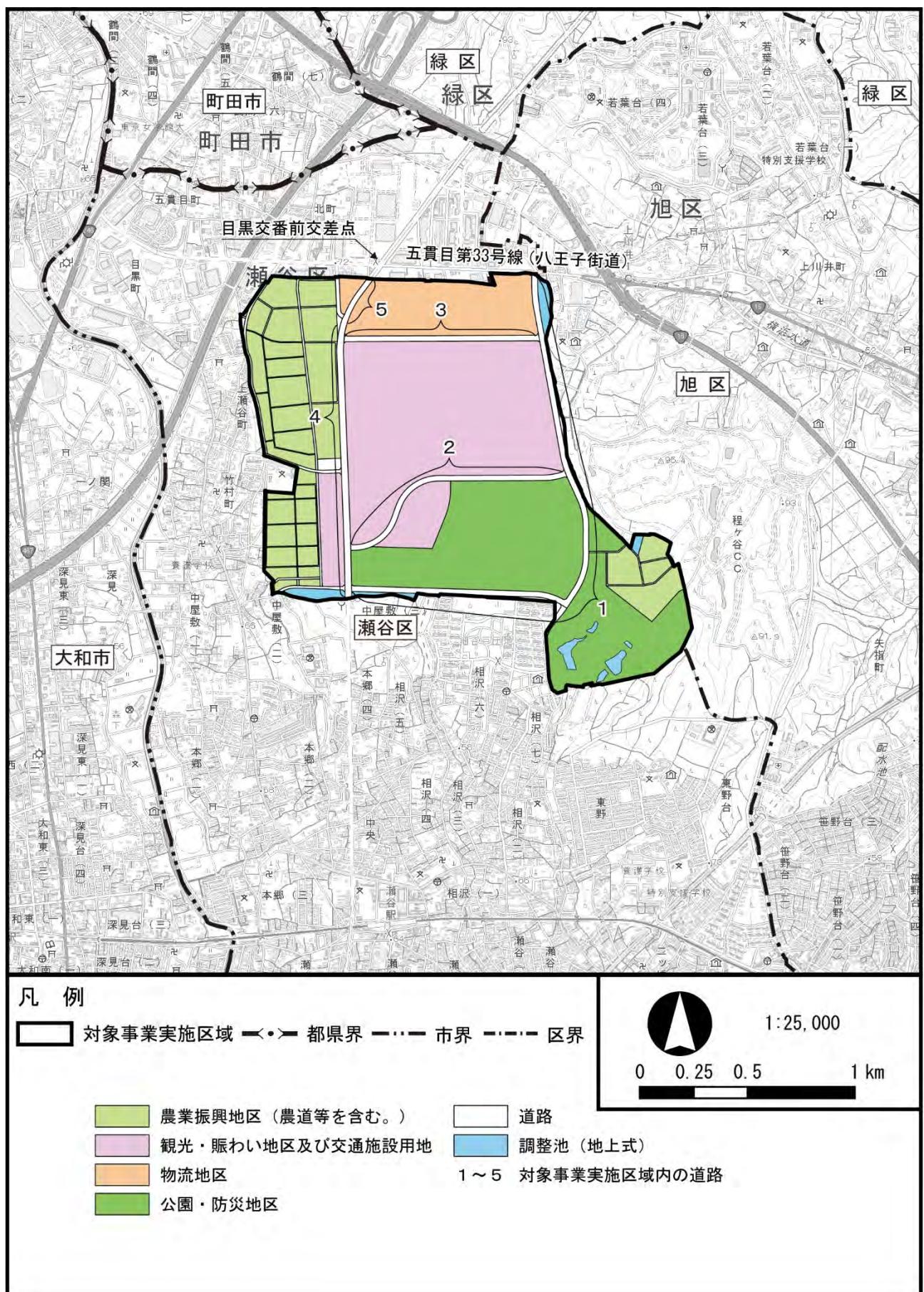


図 2.2-3 道路等の配置計画

② 排水施設計画と河川切り回し（又は河川改修）計画

対象事業実施区域は図 2.2-4 に示すとおり、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つが主な流域であり、流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に1箇所以上配置する計画です。各調整池の位置及び容量は図 2.2-5 及び表 2.2-4 に示すとおりです。調整池4については、公園整備事業等と調整を図り、現況の地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池とします。なお、汚水排水は公共下水道に接続する計画です。

また、対象事業実施区域の南東側に一部矢指川流域が含まれています。（矢指川は対象事業実施区域から南東に離れた位置に流れています。）矢指川流域については、直接放流とします。

工事中においては、造成工事等の進捗に応じて順次調整池を整備するとともに、必要に応じて、仮設調整池等を設置し、工事中に発生する濁水の適切な処理に努めます。

また、対象事業実施区域を流れる大門川については、農業振興地区の勾配ができる限り小さくし、効率的に農地を利用できるよう地区内に整備する区画街路の地下に管路を通して切回し（雨水幹線の整備）を行います。相沢川については、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し（雨水幹線等の整備）等を行います。

対象事業実施区域内の降雨の処理については、相沢川流域では対象事業実施区域内に降った雨を、切り回し等を行った相沢川に流入させることを想定しています。この際、相沢川から分水することで、平常時と同様に生息・生育環境の創出場所へ取水するとともに、地区内降雨は調整池を経由して下流に接続することとします。大門川流域では地区内降雨は調整池を経由して下流に接続することとします。和泉川流域及び堀谷戸川流域でも地区内降雨は調整池を経由し、下流に接続することとします。

表 2.2-4 調整池の容量及び集水区域面積（計画）

名 称	流 域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m ³)
調整池 1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池 2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池 3－1	相沢川	約 36.0	約 7,900
調整池 3－2	相沢川	約 46.2	約 33,300
調整池 4	和泉川	約 19.3	約 3,940
調整池 5	大門川	約 57.0	約 41,000

注：1. 調整池容量については、現時点で適正な容量を示しています。今後、関係機関との協議により、位置及び数値が変更になる可能性があります。

注：2. 調整池 3 は、区画整理事業や公園事業において環境に配慮した計画が深化するなかで見直しを行い、相沢川流域の公園防災地区を集水する調整池 3-1 と、物流地区及び観光・賑わい地区内を集水する調整池 3-2 とに分割しました。

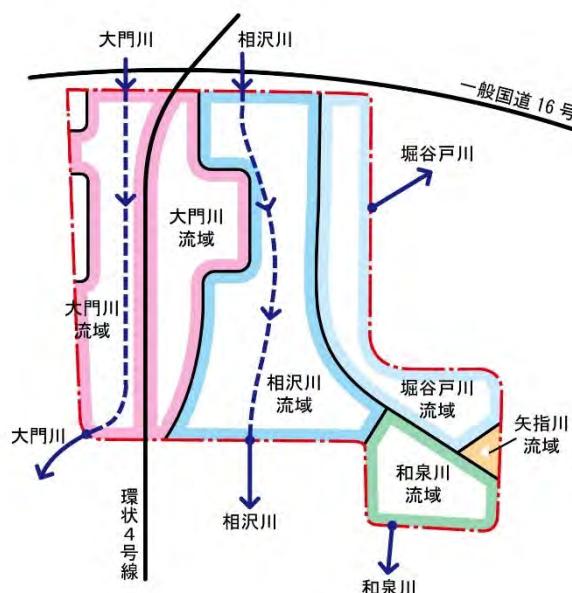
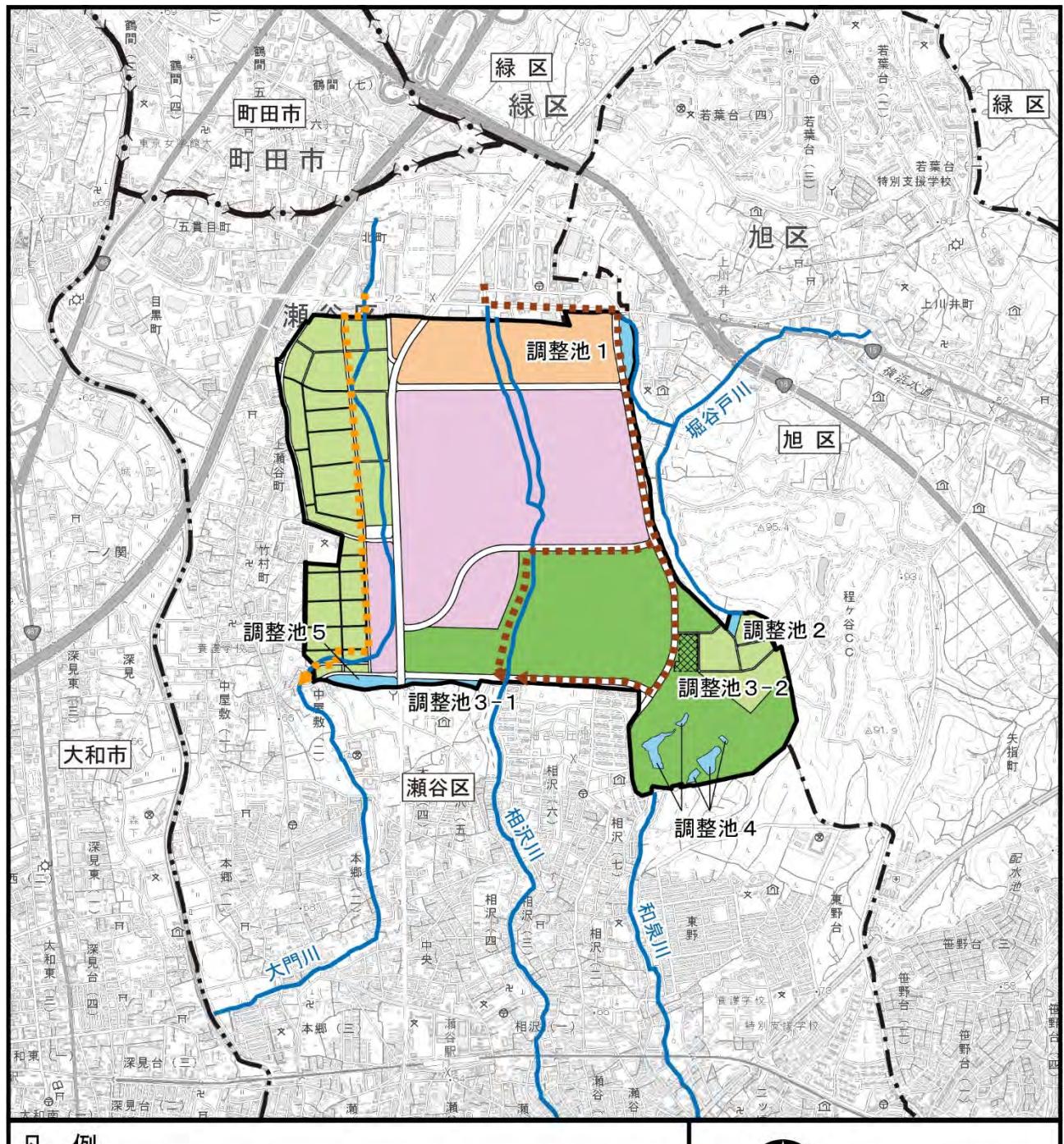


図 2.2-4 流域の状況



凡 例

■ 対象事業実施区域 ←→ 都県界 ——— 市界 - - - 区界



1:25,000

0 0.25 0.5

1 km

農業振興地区（農道等を含む。）	道路
観光・賑わい地区及び交通施設用地	調整池（地上式）
物流地区	—調整池 1、2、3-1、4、5
公園・防災地区	調整池（地下式）
相沢川切り回し（雨水幹線等の整備）	—調整池 3-2
大門川切り回し（雨水幹線の整備）	

※対象事業実施区域内の相沢川及び大門川は、点線の位置に変更となります。

図 2.2-5 調整池の位置及び雨水幹線等の整備ルート

2.2.2 対象事業の工事計画

(1) 工事概要

対象事業の工事計画の概要は、以下に示すとおりです。

① 工事期間等

対象事業実施区域において、米軍施設の既設建築物、既設工作物の撤去工事を行いながら、農業振興地区、観光・賑わい地区、物流地区、公園・防災地区等の造成、道路、調整池等を整備する計画です。

概略工事工程（米軍施設撤去工事を含む。）は表 2.2-5 に示すとおり、工事期間は概ね 78 ヶ月を予定しています。評価書で 54 ヶ月としていた工事期間が変更となった理由は次のとおりです。

- ・米軍施設撤去工事の先行着手が可能であるため、工事開始時期を前倒しました。
- ・土壤汚染のある箇所や既存の河川がある箇所については、土壤汚染対策工事や河川切り回し（雨水幹線整備）工事を完了させてから土工事や道路工事を行う必要があります。工事箇所ごとに施工手順と各種工事の着手時期を精査することで、土工事や道路工事の着手までに時間を要する工事箇所を整理しました。
- ・工事のピーク時の環境影響を低減させるため、工事の平準化を検討しました。

なお、工事の総量は評価書の時点と変わらないこと、工事のピーク時期における施工量は評価書における予測条件の範囲内とすることから、評価書に記載した環境影響の予測結果を上回ることはないと考えます。工事のピークについては、評価書で土工事の着手から概ね 1 年後としており、令和 6 年度中を見込んでいます。

土工事や道路工事など各工事の整備手順については、国際園芸博覧会を開催する公園を含むエリアから整備することを基本としますが、他のエリアについても土壤汚染対策工事や埋蔵文化財調査などが完了した箇所から順次整備を進めます。

② 工事時間帯

工事時間は、月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時までとし、日曜日の作業は原則として行いません。ただし、対象事業実施区域内において、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少ない施工計画となるよう努めるとともに、夜間工事実施前に周辺住民に周知します。

また、工事に関する周辺住民の皆様からの相談を受け付けるなど、適切に対応します。

表 2.2-5 概略工事工程

工種	年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11～15
米軍施設撤去工事			●	●	●	●			
準備工事			●	●					
土壤汚染対策工事			●	●	●				
土工事				●	●	●	●	●	
調整池工事			●	●	●	●			
擁壁工事			●	●					
下水道工事				●	●	●	●		
道路工事				●	●	●	●	●	
河川切り回し工事			●	●	●	●			
後片付け								●	
測量等									●

注：1. 土地区画整理事業の工事に伴い、建設機械の稼働台数、及び資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」といいます。）の運行台数の最大時期は、令和6年度になる見込みです。

関連他事業（（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業並びに2027年国際園芸博覧会）を合せた3事業の工事用車両運行台数最大時期は令和7年度になる見込みです。

なお、各工事の受注事業者から提出される工事計画を踏まえ、建設機械、及び工事用車両の計画台数の推移を把握することで、年度内における稼働台数や運行台数が最大となる時期を確認します。また、3事業の事業者が適切に事後調査等を実施するよう、関連事業者間で情報共有を行います。

注：2. 令和6年度より行う土工事と調整池工時の中で、保全対象種の生息環境、生育環境の整備を行います。

③ 工種と主な施工機械

対象事業における工種と主な施工機械は、表 2.2-6 に示すとおりです。

表 2.2-6 工種と主な施工機械

工種	主な施工機械	主な施工内容
米軍施設撤去工事	油圧ショベル、ダンプトラック	既設建築物、既設工作物の撤去
準備工事	油圧ショベル、ダンプトラック	伐木、仮囲いの設置等
土壤汚染対策工事	油圧ショベル、ダンプ トラック	汚染土壤の掘削及び運搬
土工事	油圧ショベル、ダンプ トラック、ブルドーザー	地盤の盛土、切土による造成
調整池工事	油圧ショベル、ダンプ トラック、ブルドーザー	調整池、排水路の整備
擁壁工事	油圧ショベル	擁壁の設置
下水道工事	油圧ショベル	下水設備の整備
道路工事	油圧ショベル、ダンプ トラック、ブルドーザー	対象事業実施区域内の道路の整備、舗装
河川切り回し工事	油圧ショベル	切り回し河川の整備

④ 造成工事計画

農業振興地区においては、地権者の意向を踏まえ、平坦で擁壁が極力ない農地環境の創出に向けて調整を進めました。引き続き、農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、周辺の緑地との連続性に配慮していきます。

公園・防災地区においては、現況の地形を活かした整備を行うことで、切土・盛土を少なくしました。

観光・賑わい地区においては、事業予定者との調整を踏まえて現時点の計画をとりまとめました。

以上の内容を踏まえ、対象事業実施区域内全体での切土、盛土量を少なくするよう検討し、集計した現時点での結果は表 2.2-7 に示すとおりです。

これらは、「評価書」の P.2-8～2-10（図 2.3-6）に示した模式断面図並びにその位置、また、評価書 P.2-19（図 2.3-11）に示した切土・盛土の状況について検討し、修正したものです。

なお、切土・盛土の位置は図 2.2-6 に、代表的な断面の位置は図 2.2-7（対応する断面図は図 7.2-1～7 参照）に示すとおりで、全体では、盛土を行うための土が約 447,000m³ 不足する状況です。

表 2.2-7 土量の集計表（対象事業実施区域全体一概数）

種別	地山土量 (m ³)	土 量	
		変化率	補正土量 (m ³)
切 土	1,290,000	1.000	1,290,000
盛 土	1,563,500	1.111	1,737,000
不足土	—	—	447,000

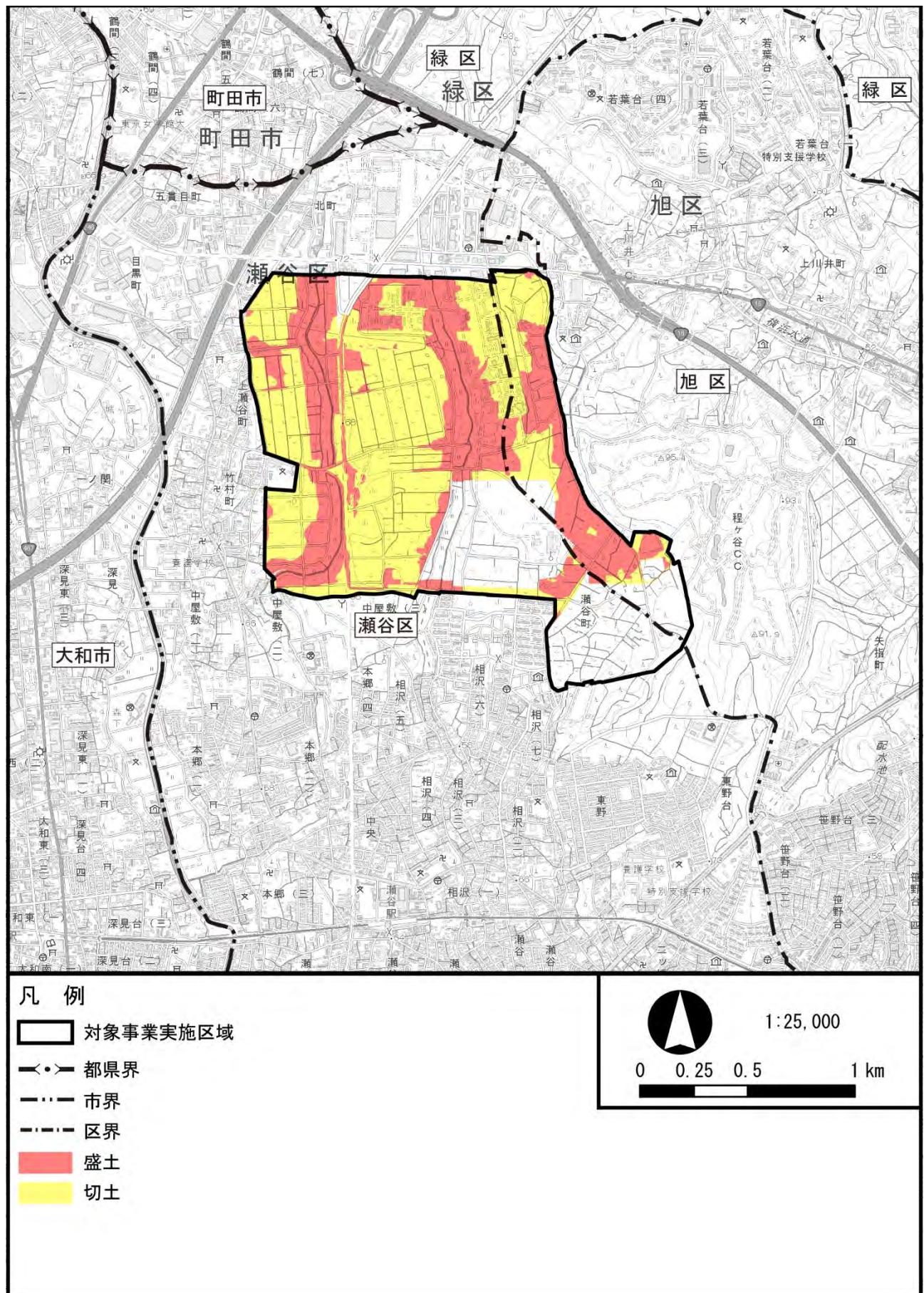


図 2.2-6 切土・盛土の状況

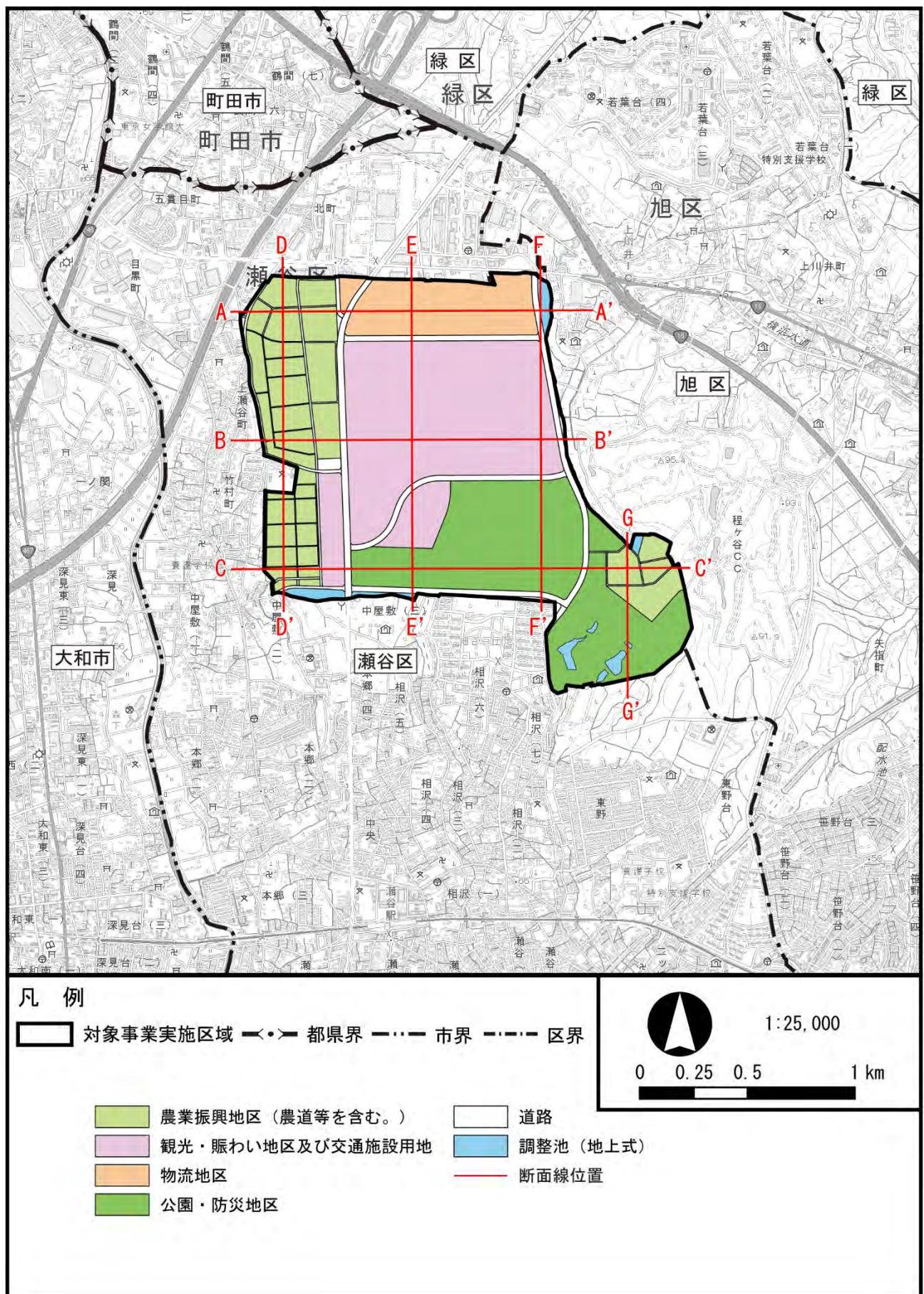


図 2.2-7 断面の位置

(2) 工事用車両の運行ルート

対象事業の工事に伴い、工事用車両が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主要運行ルートは、図 2.2-8 に示すとおり、環状 4 号線や市道五貫目第 33 号線（八王子街道）とします。

工事用車両の主な出入口は、評価書の環境保全措置として記載した対象事業実施区域北東側の八王子街道に面している所において、左折 in、左折 out が可能な工事用車両専用の出入口に加えて、新たに 2か所の工事車両用出入口を設ける計画です。

工事用車両の運行ルートの基本的な考え方は、図 2.2-8 に示すとおりですが、環状 4 号線に接続している既存の出入口も活用します。

なお、工事用車両の台数がピークとなる時の対応は、評価書の第 10 章環境保全措置の検討 10.3 工事用車両の運行に伴う検討 (P. 10-25) に記載されている以下の 4 点を実施することを基本とし、更に周辺への影響が小さくなるような対応に努めます。

- ・対象事業実施区域北東側の八王子街道（市道五貫目第 33 号線）に面している所において、左折 in、左折 out が可能な工事用車両専用の出入口を設けます。
- ・目黒交差点方面へ発生する工事用車両（通勤車両）を、目黒交番前交差点を通過することを避けて旧海軍道路へ分散します。
- ・目黒交番前交差点は負荷をかけないように、海軍道路（環状 4 号線）を南北に直進するルートをメインとします。
- ・退勤車両は 17 時台の 1 時間に設定していましたが、それを 17 時台と 18 時台に 2 等分し時間的分散（交通量増加の時間的平準化）を図ります。

(3) 土壤汚染対策

対象事業実施区域内において、鉛等で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超過する土壤汚染が確認されています。深い位置で土壤汚染が確認された南東部の 1 か所については、今後、具体的な造成計画を進める中で、適切に対応します。それ以外で土壤汚染が確認された箇所については、すべて掘削除去を行っていく予定です。

(4) 工事契約上の施工条件

対象事業における工事を発注する際、事後調査計画書の記載事項を遵守し、環境に配慮した施工をすることを施工条件の一つとして定めます。

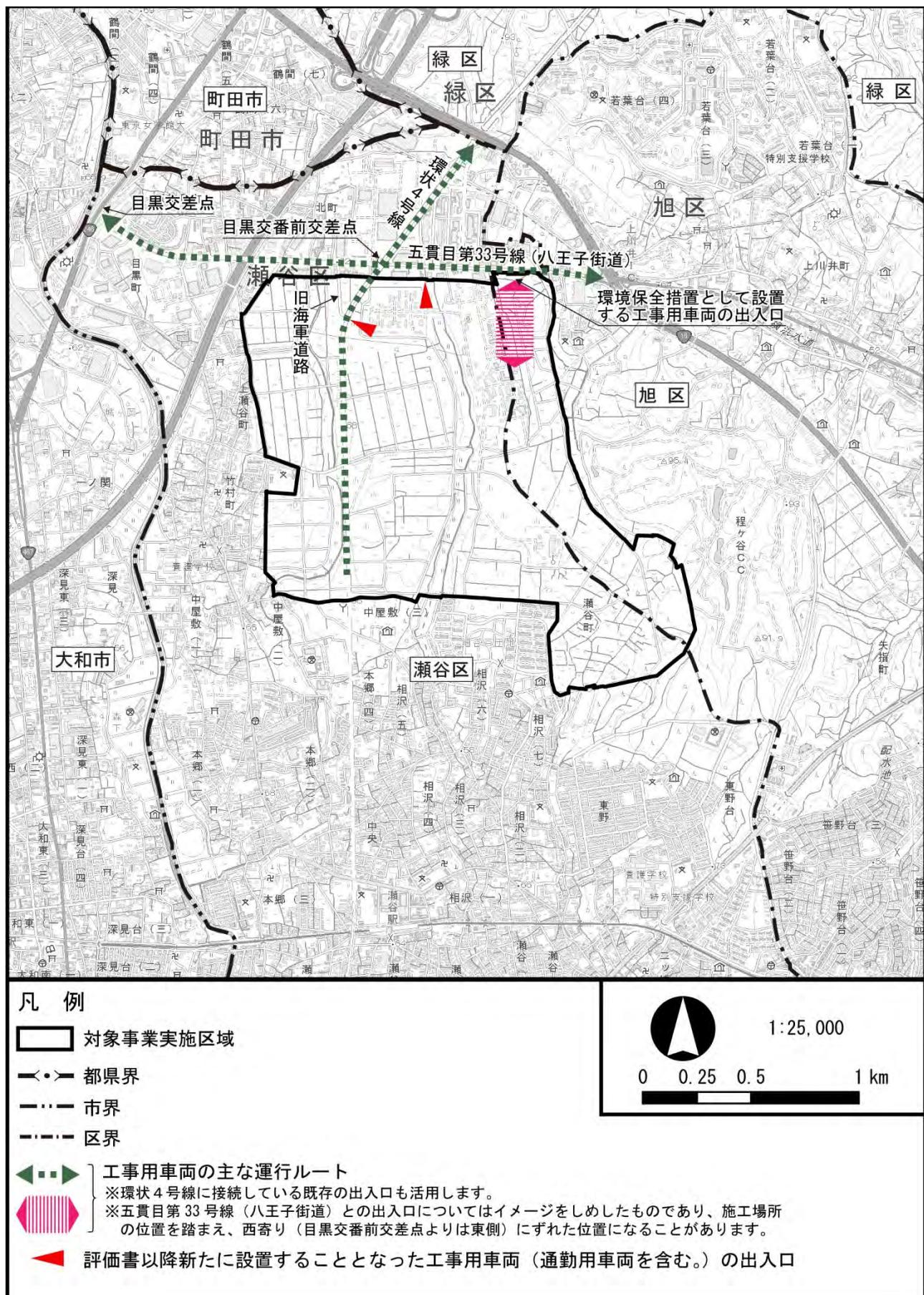


図 2.2-8 工事用車両の主な運行ルート

2.2.3 今後のスケジュール

対象事業は、令和5年1月に米軍施設解体工事に着手し、令和4年度中は地上部の解体工事を実施しました。令和5年度からは、前述表2.2-5に示した概略工事工程に沿って、米軍施設撤去工事（基礎部含む）、土壤汚染対策工事等を進めています。令和6年度からは、土工事、調整池工事等を本格的に進めていきます。

関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに次のとおり整理されます。

「公園・防災地区」の一部において、広域公園を整備する公園整備事業は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書」の公告後、令和5年11月に工事着手しました。なお、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書」によると、最初に行う工種は基盤整備、その後、植栽工、設備工と続く計画です。

また、対象事業実施区域及び公園整備事業実施区域の一部を活用し、2027年国際園芸博覧会の開催に向けた取組が進められています。「2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書（令和5年10月）」では、令和9年3月から9月までの開催が予定されており、国際園芸博覧会の工事の実施にあたっては、対象事業及び公園整備事業による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の着手が想定されています。

なお、公園整備事業については、国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会後の整備再開が想定されています。

対象事業及び関連事業における今後のスケジュールは、図2.2-9に示すとおりです。

なお、国際園芸博覧会の開催時点においては、一部の区域では宅地造成等を行っている見込みです。



2.2.4 対象事業以外の事業により整備される公共施設等について

(1) 交通整備

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）※を整備する「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づき、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧が、令和 2 年 7 月 21 日から 9 月 3 日まで方法書の公告及び縦覧が行われましたが、現在、対象事業実施区域を含む本市西部地域の交通ネットワークの形成に向けて新たな交通の検討が進められています。このうち相鉄本線瀬谷駅から対象事業実施区域までについては、道路混雑の抑制や利便性向上のため、「次世代技術（自動運転・隊列走行）を活用したバス」による新たな輸送システムの整備に向け検討が進められています。

また、対象事業実施区域内で整備が検討されている広域応援活動拠点の機能を最大限に發揮させるとともに、日常における交通利便性の向上及び地域の活性化を図るため、対象事業実施区域と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジの整備に向けた検討が進められています。

※：新交通システム（AGT:Automated Guideway Transit）： 柵上等に設置された走行路（床版）の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

(2) 公園整備

対象事業実施区域の南東部に広がる瀬谷市民の森などの既存緑地との一体性を考慮して、広域公園が整備される計画です。

「公園・防災地区」の一部において、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間など的人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施される「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」については、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続が進められました。

方法書記載の事業計画については、対象事業（土地区画整理事業）を踏まえたまちづくりの一環として策定されていたのですが、その後、対象事業において、地権者の皆様との調整を進め計画が深化し、国有地の換地先を整理した結果、相沢川や和泉川源頭部など自然環境の一層の保全・創出、レクリエーション等のニーズに対応した施設の充実、及び国際園芸博覧会のレガシーの確実な継承等の理由から、公園区域を北側に拡張することとしたことを受けて、令和 4 年 6 月に（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）が策定されました。併せて、公園区域の拡張を踏まえ、事業計画の内容の一部修正が行われ、令和 4 年 7 月に事業内容等修正届出書が提出され、その後、令和 5 年 3 月から準備書の公告・説明会などの手続きを経て、令和 5 年 11 月 15 日に評価書の公告・縦覧が行われ、工事着手届も提出されました。

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要は、「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価書」（令和 5 年 11 月）によると、表 2.2-8、図 2.2-10 に示すとおりです。

表 2.2-8 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項目	内 容
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約 64.5ha
形質変更区域面積	約 64.5ha

※：表 2.2-8 は、「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書」(令和5年11月)をもとに整理しています。

(3) 2027年国際園芸博覧会

国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、対象事業実施区域及び公園整備実施区域の一部を活用し、2027年国際園芸博覧会の開催に向けた取組が進められています。

現在、「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく手続が進められています。令和3年6月には、国際園芸博覧会を令和9年に神奈川県横浜市において開催することについて、国際博覧会条約上の手続きを進めることができたことが閣議了解され、11月には国際園芸博覧会の開催運営等を行う「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「博覧会協会」という。)」が設立されました。これに伴い、同環境影響評価の手続きについては、横浜市から博覧会協会に事業承継されました。また、令和4年12月には博覧会協会は、公益認定を受けたことに伴い、公益社団法人になりました。

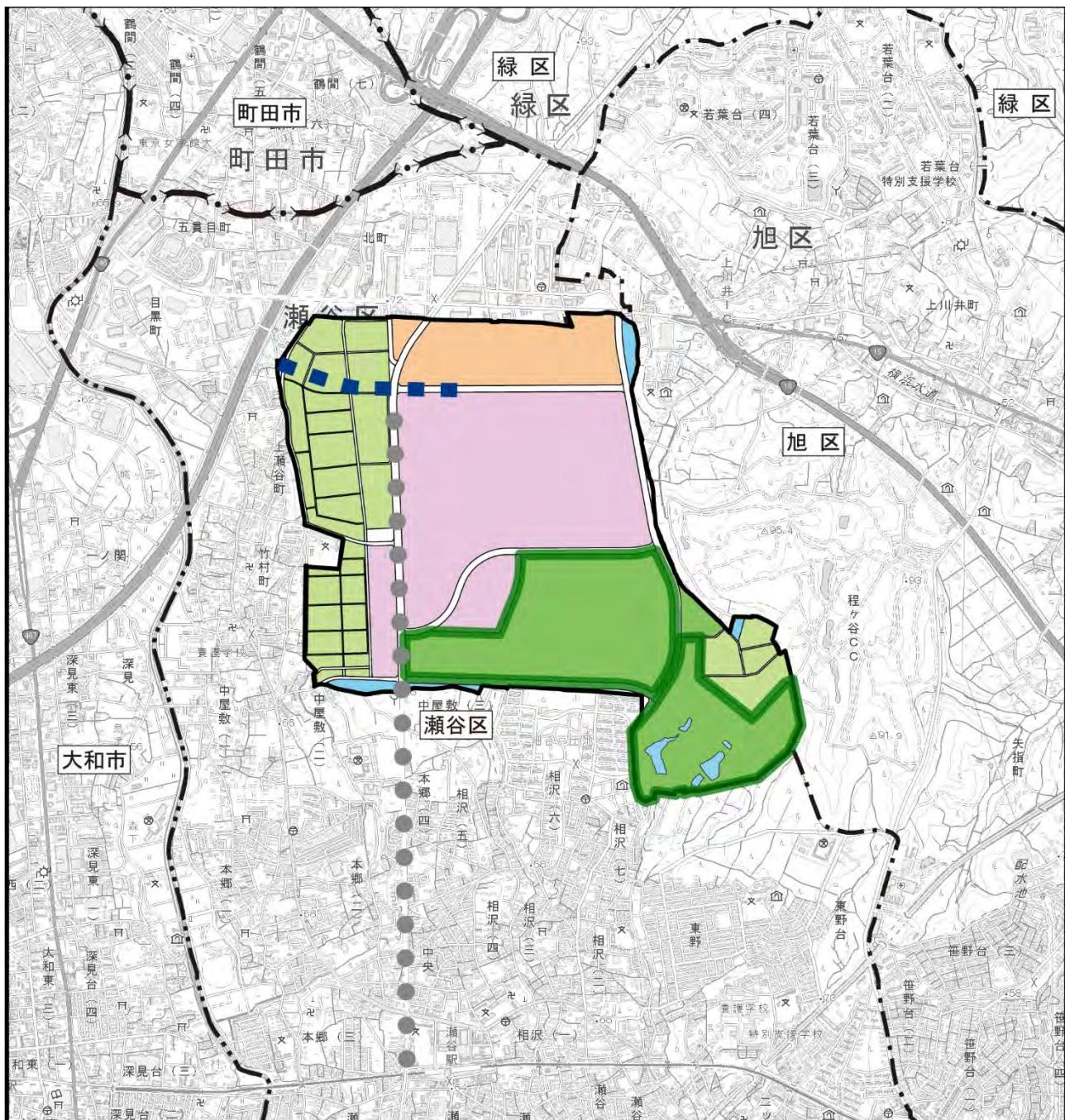
なお、令和4年5月13日から6月27日まで「2027年国際園芸博覧会環境影響評価方法書」の公告及び縦覧が行われ、令和5年3月に事業内容等修正届出書が提出されました。

令和5年1月には、博覧会開催に必要な事業及びその方針を示した「2027年国際園芸博覧会基本計画」が策定されました。その後、令和5年10月25日から12月8日まで「2027年国際園芸博覧会環境影響評価準備書」の公告及び縦覧が行われました。

2027年国際園芸博覧会の概要是、「2027年国際園芸博覧会環境影響評価準備書(令和5年10月)」によると、表2.2-9に示すとおりです。

表 2.2-9 2027年国際園芸博覧会の概要

開催期間	2027年(令和9年)3月19日(金曜日)～9月26日(日曜日) (開催日数:192日間)
博覧会区域	約100ha
参加者数	1,500万人(地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む、有料来場者数:1,000万人以上)
開催組織	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～



凡 例

■ 対象事業実施区域 ←・→ 都県界 --- 市界 ---- 区界

1:25,000
0 0.25 0.5 1 km

 農業振興地区 (農道等を含む。)	 道路
 観光・賑わい地区及び交通施設用地	 調整池 (地上式)*
 物流地区	 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
 公園・防災地区	● ● ● 新たな交通 (検討中)
	■ ■ ■ 新たなインターチェンジ (検討中)

※ 図上に記載の調整池は、全て土地区画整理事業で整備します。

図 2.2-10 関連事業により整備される公共施設

2.2.5 対象事業の背景及び経緯

(1) 横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況及び土地利用の検討状況

昭和 26 年からの対象事業に係る主な経緯は、表 2.2-10 に示すとおりです。

旧上瀬谷通信施設は、昭和 20 年に米軍により接收され、平成 27 年 6 月 30 日に全域が返還された約 242 ヘクタールの米軍基地の跡地です。

横浜市では、平成 19 年 3 月に公表された「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、旧上瀬谷通信施設が広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指すことを示しました。

平成 29 年 11 月には地権者により、「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）が設立され、平成 30 年 5 月には、まちづくり協議会と横浜市により「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」（以下、「素案」といいます。）がまとめられ、旧上瀬谷通信施設は、「みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち」をまちづくりのテーマに、土地利用の検討が進められることになりました。この素案には、郊外部のグリーンインフラの拠点的基盤として水・緑の骨格を形成し、公民連携を取り入れた地域活力の創出や、大規模地震災害発生時における県外の応援部隊の一括受け入れを想定した公園整備の検討を進めるなどを示しました。

また、令和元年 12 月には、横浜市が「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」を公表し、郊外部の活性化を目指し、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の 4 つのゾーンから構成される旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンを設定しました。これに対し、令和 2 年 1 月から 2 月にかけて市民意見募集を実施し、市民意見を踏まえ素案を一部修正して、令和 2 年 3 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。令和 4 年 4 月に対象事業が都市計画決定され、確定した評価書を縦覧しました。その後、土地区画整理法に基づく手続きを経て、令和 4 年 10 月に事業計画決定されました。令和 5 年 2 月に「観光・賑わい地区」の事業者公募において、質の高い提案を引き出し、より良い土地利用を誘導することを目的に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」を策定しました。その後、「観光・賑わい地区」の事業予定者が令和 5 年 9 月に決定しました。

表 2.2-10(1) 対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接收
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地 (40,599m ²) が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地 (181,501m ²) が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地 (6,273.26m ²) が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者の間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 15. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト※1」を設置
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会※2」が設立
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会※2」から「返還施設の跡地利用に関する提言※3」をいただく
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言※3」に対して、意見募集を実施
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針※4」を策定
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針※4」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画※5」としてまとめる
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画※5」を改訂
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末までの使用が認められた
平成 27. 10. 1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始
平成 28. 3. 28	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450m が開通
平成 28. 4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示

表 2.2-10(2) 対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 28. 10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29. 3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29. 11. 27	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30. 5. 14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表
令和元. 6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示
令和元. 6 ~11	6月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行う
令和元. 9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が2027年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認
令和元. 11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元. 12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和2. 1	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 送付
令和2. 1 ~ 2	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和2. 3	計画段階環境配慮書に対する市長意見書 公告
令和2. 3	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」公表
令和2. 7	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書 送付
令和2. 11	環境影響評価方法書に対する県知事意見書 受領
令和2. 12	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和3. 2	都市計画決定に向けたオンライン説明会の開催
令和3. 2 ~ 3	都市計画決定について、市素案説明会及び縦覧の実施
令和3. 6	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書 送付
令和3. 6	「2027年国際園芸博覧会の開催申請について」閣議了解
令和3. 11	「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を設立
令和3. 12	環境影響評価準備書に対する県知事意見書 受領
令和4. 1	環境影響評価準備書に対する市長意見書 公告
令和4. 1	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 送付
令和4. 2	環境影響評価書に対する免許等を行う者の意見書 受領
令和4. 4	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 都市計画決定
令和4. 4	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 補正後環境影響評価書 送付
令和4. 10	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 事業計画決定
令和4. 12	工事着手届 提出
令和5. 2	「観光・賑わい地区」において、事業提案の公募開始
令和5. 7	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 事業提案 受付終了
令和5. 9	「観光・賑わい地区」において、事業予定者が決定
令和5. 10	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 事業計画（第1回変更）決定
令和5. 11	土地区画整理事業の仮換地指定

※1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した府内組織です。

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認めた事項に関すること

※2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成17年6月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5回の会議を開催し、検討を行いました。

※3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

※4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

※5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指し、共同使用の手続を進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成23年3月に改訂しており、環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標として更新しています。

(2) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

① 計画段階配慮事項の検討結果

計画段階配慮事項として、地盤、土壤、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定し、周辺環境への影響の評価と計画段階における環境保全措置の検討を行いました。

計画段階配慮事項について検討した環境保全措置は、表2.2-11のとおりです。

これらの措置を講じることにより、対象事業に係る影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できるものと評価しました。

表2.2-11 計画段階配慮事項の検討結果

環境要素	環境保全措置
地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壤汚染対策法」（平成14年5月法律第53号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成14年12月横浜市条例第58号）に基づく適切な対応（土壤汚染状況の把握を含みます。）
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化 ・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉古道 北コースの可能な限りの保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

② 対象事業実施区域内におけるグリーンインフラの検討状況

令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、土地利用を実現する基盤整備の考え方として、豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することとしています。

令和2年度は、地区全体における「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向け、グリーンインフラの考え方や取組について検討を行いました。検討内容については、以下に示すとおりです。

今ある緑や農地を保全しつつ、人や企業が集うこと、交流人口の増加による横浜経済の更なる活性化を目指としつつ、国際園芸博覧会で掲げている「自然からの視点」に加えて、「人からの視点」を示し「グリーンインフラ」と「グリーンコミュニティ」のあり方を提示するというグリーンインフラの考え方を継承することを基本に、「環境保全・改善」、「防災・減災」、「景観」、「グリーンコミュニティ」の4つの視点から、まずは農業振興地区、道路、公益的施設用地（公園・防災地区）において、どのようなグリーンインフラが展開できるか、検討を行いました。

令和3年度は、令和2年度に行った検討内容を基に、観光・賑わい地区や物流地区も含めた地区全体でのグリーンインフラの展開について、引き続き検討を行い、「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けて検討を行いました。グリーンインフラを活用したまちづくりの令和3年度時点の検討内容は、評価書P.2-60及び2-61に示すとおりです。

令和5年2月には、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」をより具体化し、「観光・賑わい地区」の事業者公募において、「地区全体で目指す姿」を提案者にメッセージとして示すことで、質の高い提案を引き出し、より良い土地利用を誘導することを目的として、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」を策定し、本市が考える、事業者等にも取り組んでいただきたいデザインテーマのひとつとして「旧上瀬谷通信施設地区のポテンシャルを活用したグリーンインフラ・脱炭素への取組」を記載しました。

③ 海軍道路の桜並木の検討状況

海軍道路の桜並木は、横浜市瀬谷区を代表する桜のスポットであり、区民から親しまれている空間です。毎年の樹木医診断の結果を踏まえると、直近10年で平均して毎年20本程度を撤去せざるを得ないなど、年々老木化が進んでいる状況にあり、台風により倒木し、市民生活に支障をきたした経緯もあります。（平成30年：2本、令和元年：2本）

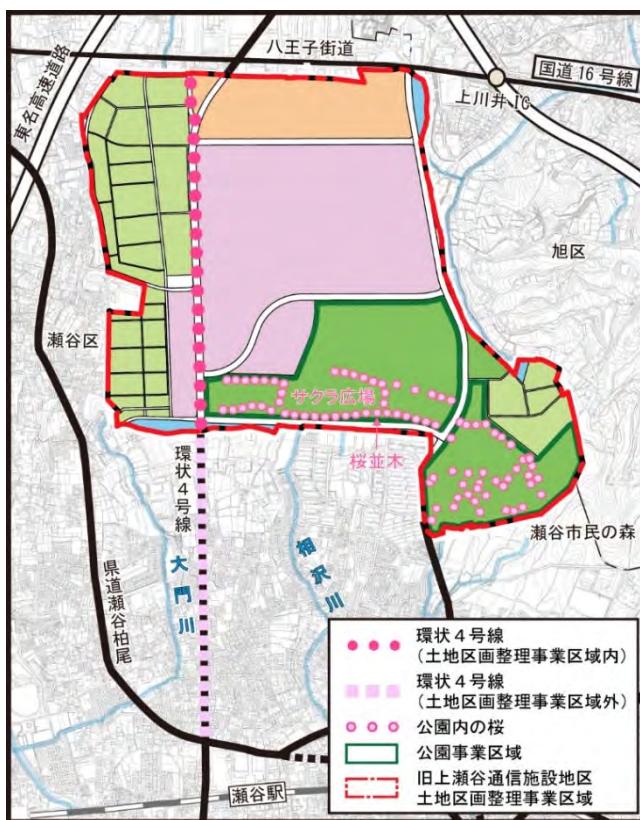
このため、2027年国際園芸博覧会や、旧上瀬谷通信施設地区の新たなまちづくりをきっかけとして、自然との調和を次の世代に繋げていくという考え方から、この機会に、桜をしっかりと再生していく必要があると考えています。

令和4年10月には、これまで検討を進めてきた、「海軍道路の桜並木に関する懇談会」の検討結果や「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」、「市民意見募集の結果」等も踏まえて、「新たな桜の名所づくりに向けた基本計画（以下、「基本計画」という。）」を示しました。

基本計画では、『取組①桜の再生と新たな名所づくり』の中で、海軍道路の桜並木の再生として、土地区画整理事業区域内（八王子街道付近～中瀬谷消防出張所）は、桜並木を再生していくとともに、土地区画整理事業区域外（中瀬谷消防出張所～瀬谷中学校前交差点）の東側歩道部においても、桜並木を再生していくこととしています。

また、公園内では桜並木やサクラ広場の整備並びに多様な品種の桜を植栽することとされています。（図 2.2-11 参照）

新たな桜の名所となるよう、引き続き、基本計画に基づいて着実に事業が進められており、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価書（令和5年11月）には、公園内の周囲に桜があり、人が集まることで空間と一体になってお花見ができるような、広大なサクラ広場（草地広場）を整備することや、園路沿いにソメイヨシノの並木を配置することとしています。



※：「旧上瀬谷通信施設地区 新たなサクラの名所づくりに向けた基本計画」より

図 2.2-11 桜並木再生位置図

④ 工事による環境影響の低減化の検討

工事計画の策定にあたり、配慮書、方法書及び準備書の記載内容及び環境保全の見地からの意見等を踏まえ、環境影響低減化に配慮した工事計画としました。

また、方法書、準備書において、他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測していた環境影響評価項目（大気質、騒音、振動、水質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域社会）につきましては、関連事業の事業者と協議を行い、少しでも環境への影響が低減できるように、協議、調整を行っていきます。

ア. 大気質（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械及び工事用車両は、できる限り最新の排出ガス対策型又は排出ガス規制適合型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、転圧や散水等は適切な時期に逐次行います。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域内を移動する際には必要に応じて敷設板の上を通ることを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域の工事用車両出入口付近には、タイヤ洗浄機を設置するとともに、作業員による散水や清掃を逐次行います。

イ. 騒音（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低騒音型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・工区の周囲には、仮囲いを設置します。

ウ. 振動（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低振動型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

エ. 水質（雨水の排水による水の濁り、水の汚れ）

- ・造成箇所は速やかに転圧を行います。法面には、速やかに植栽または養生シートを設置します。
- ・土砂流失防止柵等を設置します。
- ・調整池等の濁水処理施設の設置と適切な管理を行います。

オ. 底質（造成工事の実施）

- ・汚染土壌の流出等による底質の汚染を未然に防止するために、土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく適切な対応（汚染状況の把握を含みます。）を行います。

カ. その他の水環境（造成工事の実施による湧水の流量）

- ・対象事業実施区域南東部の湧水の分布エリア及びその周辺における帶水層に及ぶ切土工は可能な限り回避します。
- ・草地環境や樹林環境又は農耕地ができる限り保全し又は創出します。
- ・新たに舗装を行う場合は、可能な限り透水性舗装を採用します。

キ. 地盤

- ・対象事業実施区域北東部にある土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を得た上で、法面の傾斜度を30°未満、傾斜地の高さを5m未満とします。

ク. 土壤（土壤汚染）

- ・土地を造成する際には、事業者により「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。
- ・掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬に当たっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じるものとします。また、処理・処分は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行います。
- ・造成工事において予期せぬ廃棄物等が確認された場合には、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（財団法人土木研究センター 平成21年10月）により、適切な対応を行います。

ケ. 動物

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。

- ・貴重な種の繁殖時期に配慮した施工計画とし、建設機械は低騒音型を採用します。
- ・工事従事者への講習・指導により、重要な種の保全を目的として、工事区域外への不必要的立ち入りを行わないよう意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED 照明の採用並びに光漏れの防止を行います。

コ. 植物

- ・保全対象種の生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・工事従事者への講習・指導により、重要な種の保全を目的として、工事区域外への不必要的立ち入りを行わないよう意識付けを行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

サ. 生態系

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息、生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・工事従事者への講習・指導により、重要な種の保全を目的として、工事区域外への不必要的立ち入りを行わないよう意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED 照明の採用並びに光漏れの防止を行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

シ. 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域内においても他の工区と連携を取り合い、対象事業実施区域の全体においても工事工程の平準化を図ります。
- ・対象事業の周辺において同時期に工事が行われる関連事業とも調整し、工事用車両の効率的な運行管理を行います。

ス. 廃棄物等

- ・建設発生土は、対象事業実施区域内でできる限り利用するとともに、関連事業の事業者と調整を図ることで、可能な限り場外搬出量の低減を図ります。
- ・できる限り廃棄物等が発生しないように抑制を行います。
- ・排出された廃棄物は、分別を徹底するとともに、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない廃棄物は適正に処理します。

セ. 温室効果ガス（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・建設機械や工事用車両は、できる限りエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。

- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、省エネ運転に努めます。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

ソ. 地域社会（工事用車両の運行）

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・交通に伴う安全への配慮を促進します。

タ. 文化財等

- ・造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。そのうえで文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、改めて関係機関と協議のうえ、必要な措置を行ったうえで、造成工事を行います。

⑤ 準備書以降の事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

ア. 対象事業実施区域の土地利用計画の見直し

地元調整及び土地区画整理事業の設計を深度化し、国有地の換地先を整理した結果、公園区域を拡張することとしました。また、評価書提出時の土地利用計画図に記載されていた「交通施設用地」については、新たな交通として幅広い検討を進めているため、本書の土地利用計画図では位置を記していません。

イ. 動植物、生態系に係る移設・移植計画

準備書において、動物及び植物の重要な種、生態系の注目種等への影響予測の結果、生息・生育環境への「影響が大きい」もしくは「影響がある」と予測された種を保全対象種として選定しました。保全対象種のうち、個体の移動、移植・播種により個体を保全できる種については、「保全対象種の個体の移動」、「保全対象種の移植・播種」といった環境保全措置を講じることとしました。

準備書以降に検討した動植物、生態系に係る移設・移植計画については、巻末資料に掲載しました。

第3章 評価書で記載した事後調査等の項目及び手法

評価書第11章に記載した事後調査等の内容を以下に再掲します。

なお、評価書では、環境影響評価法に基づく事後調査に加え、「予測結果が環境基準値を超過している項目や影響が大きいと判断される項目に対して環境保全措置を講じる場合などについても、モニタリングの実施等により、環境保全措置の効果を検証します。」としており、本図書ではこれらを合わせて「事後調査等」といいます。

第11章 事後調査等

11.1 事後調査

事後調査にあたっては、以下に示す考え方を基本としました。

- (1) 事後調査の必要性の検討にあたっては、「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第32条に基づき以下に該当する場合実施することとします。
 - ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
 - ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合
- (2) 事後調査項目、手法の選定にあたっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とします。
- (3) 事後調査の実施そのものに伴う環境影響を低減するため、可能な限り環境への影響が少ない調査手法を選定します。
- (4) 事後調査の結果、環境への著しい影響が確認または予測された場合には、関係機関と協議の上、適切な措置を講じます。

事後調査に係る以下の内容については、表 11-1 に示すとおりとしました。

- ・事後調査等の時期及び頻度
- ・事後調査等を行うこととした理由
- ・事後調査等の項目
- ・事後調査等の手法

また、事後調査の実施及び事後調査の結果の公表については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期、公表方法については、関係者と協議の上で決定します。

11.2 モニタリング

環境影響評価法に基づく事後調査の他、予測結果が環境基準値を超過している項目や影響が大きいと判断される項目に対して環境保全措置を講じる場合などについても、モニタリングの実施等により、環境保全措置の効果を検証します。なお、関係車両の走行に係るモニタリングについては、基盤整備までを事業範囲とする土地区画整理事業においては行いません。モニタリングの詳細については、P. 11-5～9 に記載のとおりです。

事後調査及びモニタリングを行う項目等については、表 11-1 に示すとおりです。

なお、事後調査及びモニタリングにあたっては、関連事業の事業計画を考慮し、専門家等の助言を踏まえて事後調査計画書を作成し、その内容を公表するとともに、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じます。その際、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて客観的かつ科学的に検討します。また、その結果は事後調査報告書としてとりまとめ、公表します。

表 11-1(1) 事後調査等の項目等(1)

環境影響評価項目		事後調査				モニタリング	
環境要素	影響要因	時期及び頻度	行うこととした理由	調査項目	調査手法	対象項目*	行うこととした理由
大気環境	建設機械の稼働騒音					△	横浜市の環境目標値を超過しているため
水環境	工事用車両の運行					○	一部地点で環境基準を超過しているため
水質(水の濁り)	雨水の排水	工事中における適切な時期・頻度	環境保全措置の効果を定量的に把握するため。 ※P. 11-1(1)の③に該当	浮遊物質量(SS)	現地調査による確認	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
水質(水の汚れ)	雨水の排水	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、及び同別表2の1(1)河川(湖沼を除く。)に掲げる8項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査による確認	○	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
地下水(地下水の水質)	敷地の存在(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査(観測井を設置し、定期的に地下水を採取し、関係告示に準じて測定分析する手法)による確認	○	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
その他の水環境(湧水の流量)	造成工事(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	湧水の流量(水温、気温、電気伝導率等も併せて調査)	現地調査による確認	○	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
その他の水環境(河川の形態、流量)	敷地の存在(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。 ※P. 11-1(1)の③に該当	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため

表 11-1(2) 事後調査等の項目等(2)

環境影響評価項目		事後調査				モニタリング	
環境要素	影響要因	時期及び頻度	行うこととした理由	調査項目	調査手法	対象項目*	行うこととした理由
動物	重要な種及び注目すべき生息域	造成工事、工事の完了後ににおける適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息状況を勘案して設定	保全対象種について、本事業による生息環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。 ※P. 11-1(1)の③及び④に該当	・工事中ににおける保全対象種の生息状況 ・工事の完了後ににおける保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。	現地調査（目視確認等）による確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため
植物	重要な種及び群落	造成工事、工事の完了後ににおける適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生育状況を勘案して設定	保全対象種について、本事業による生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。 ※P. 11-1(1)の③及び④に該当	・工事中ににおける保全対象種の生育状況 ・工事の完了後ににおける保全対象種の生育状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。	現地調査（目視確認等）による確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため

表 11-1(3) 事後調査等の項目等(3)

環境影響評価項目		時期及び頻度		行うこととした理由		調査項目		調査手法		対象項目※		モニタリング	
環境要素	影響要因												
生態系 地域を特徴づける生態系	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後ににおける適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息・生育状況を勘案して設定	保全対象種について、本事業による生息・生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。	・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後ににおける保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。 ※P. 11-1(1)の③及び④に該当	現地調査（目視確認等）による確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始における環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため						
その他 の項目 会一交通混雑	工事用車両の運行	工事中における適切な時期・頻度	環境保全措置の効果を把握するため。 ※P. 11-1(1)の③に該当	交差点交通量	現地調査による確認	○	環境保全措置の実施状況を確認するため						
文化財 等	造成工事の実施	掘削工事中適宜	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況 ※P. 11-1(1)の①に該当	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況 ※P. 11-1(1)の①に該当	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況 ※P. 11-1(1)の①に該当	○	埋蔵文化財包蔵地での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を確認するため						

注：※対象項目欄の○はモニタリングを行う項目、△は今後、施工業者と必要性を踏まえモニタリングの実施を検討する項目

<モニタリングの手法等について>

① 大気質（二酸化窒素）

新しい排出ガス規制適合型の車両の使用や工事工程の平準化等について施工業者と調整し、二酸化窒素への影響の低減を図っていきます。また、モニタリングについては、今後、施工業者と必要性を踏まえ検討していきます。

② 騒音（工事用車両騒音）

工事用車両騒音の予測を行った4地点で車両の運行台数がピークとなる時期に調査を行うことにより、モニタリングを行います。併せて、工事用車両、一般車両の車種別台数についても調査を行います。

③ 水質－水の濁り

a 仮設調整池の出口

各仮設調整池の出口において、濁度計により連続的に濁度の監視を行います。

また、SSについては、平常時（非降雨時）に年間4回※の測定を行うとともに、10mm以上の降雨時についても年間4回の調査を行います。

b 放流先河川

現地調査を行った地点（ただし、堀谷戸川については、支流を含む。）において、平常時（非降雨時）に年間4回の測定を行うとともに、仮設調整池出口におけるSSの降雨時調査時期と併せて年間4回の調査を行います。（図11-1参照）

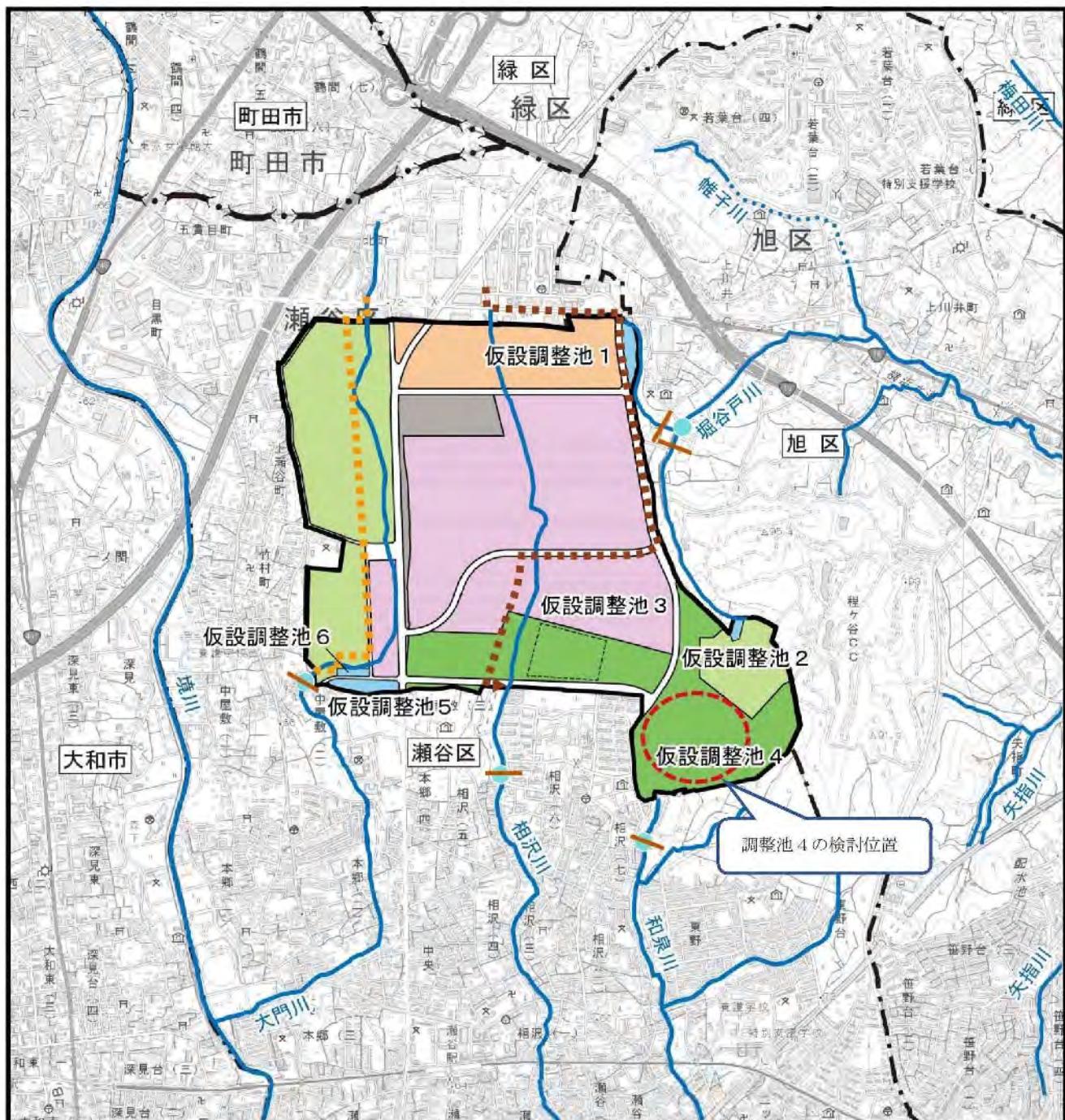
④ 水質－水の汚れ

a 仮設調整池出口及び放流先河川

各仮設調整池の出口及び放流先河川（水の濁りの調査と同じ場所）において、年間4回の調査を行います。（図11-1参照）

なお、水の汚れ（健康項目及びダイオキシン類に限る。）について、万一、環境基準値を超過するような結果となった場合は、当該河川において底質の調査も行います。

※： 現地調査や横浜市で行われている中小河川の調査は豊水期1回、渇水期1回の年間2回程度となっていますが、水質等の調査を年間4回とした理由は、工事工程の変化を把握できる調査とし、かつ、四季の各季1回程度調査を行うのが妥当と判断したためです。なお、調整池排出口での濁度は連続観測の予定です。



凡 例

■ 対象事業実施区域 ←→ 都県界 ----- 市界 ----- 区界

- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地
(公園・防災等用地)
- 交通施設用地
- 道路

- 調整池 (地上式)
—工事中は
仮設調整池 1、2、5、6
- 公益的施設内調整池 (地下式)
—工事中は仮設調整池 3

※調整池 4は動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池 (地上式)について、詳細な位置等を含め、公園整備事業等と調整を図りながら検討
—工事中は仮設調整池 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- 相沢川切り回し
- 大門川切り回し
- 水質(水の濁り)予測地点
- 水質(放流先河川)
- モニタリング地点(断面)

図 11-1 水質モニタリング地点図

⑤ 地下水の水質

地下水の水質については、対象事業実施区域内及びその周辺の帶水層が南方向に傾いており、地下水の流れも北から南に向かうと推察されることから、対象事業実施区域の南端部に接する箇所のうち、GL-8, 9mで鉛の土壤溶出量が指定基準を超過した地点近傍及びその南側で地下水の利用がある場所として、図 11-2 に示す 2 箇所においてモニタリングを行います。その際、鉛等の比重の特性を踏まえて、複数の深度の帶水層にて採水を行います。調査頻度は「地下水質モニタリングの手引き」（環境省、平成 20 年 8 月）では、継続監視調査の場合は年 1 回以上とされていますが、水質（水の汚れ）の調査と同様の理由で年 4 回とし、汚染がみられない場合であっても、竣工 1 年後まで継続します。なお、参考として地下水位についてもこの間、継続的に観測します。

⑥ 湧水の流量

湧水の流量のモニタリングは、準備書の現地調査で湧水が確認された 3 地点を基本としますが、代償措置により湧水環境の創出が行われる場所においてもモニタリングを行うこととします。モニタリングの頻度は水質と同様に年間 4 回を基本としますが、近接地域で造成工事が行われる期間については、工事実施日について毎日湧水の状況を目視で観測するものとします。

⑦ 河川の形態、流量

河川流量のモニタリングは、準備書の現地調査を行った地点（ただし、堀谷戸川については、支流を含む。）において、10 mm程度以上の降雨時に年間 4 回の測定を行うとともに、仮設調整池出口における放流水量について連続的なデータを収集するものとします。

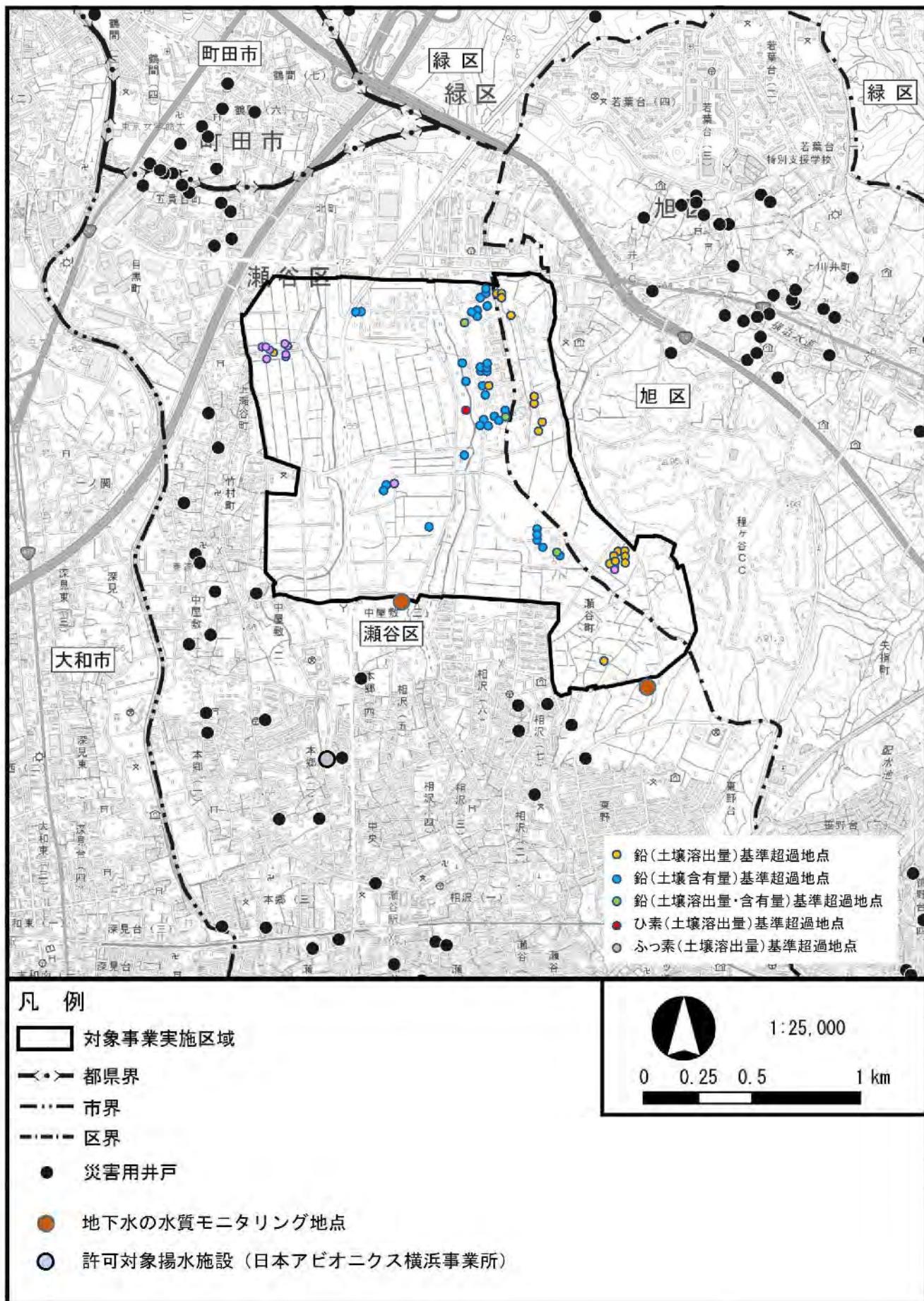


図 11-2 地下水の水質モニタリング地点

⑧ 動物、植物、生態系

動物、植物、生態系について、工事中及び工事完了後に現地調査を行い、保全対象種の生息・生育状況を確認します。

また、動物については、環境保全措置（保全対象種の個体の移動）の一環として、工事中にシュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイが確認された場合には、創出した生息環境（湿地環境と草地環境）もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。捕獲の方法や時期等については、専門家等の助言を踏まえ、今後計画、実施します。

植物については、環境保全措置（保全対象種の移植・播種）の一環として、工事中にミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカラモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケが確認された場合には、創出した生育環境（湿地環境と草地環境）へ移植します。なお、移植・播種の方法や時期等については、専門家等の助言を踏まえ、今後計画、実施します。

生態系については、環境保全措置（保全対象種の個体の移動）の一環として、工事中にシオカラトンボ（幼虫）が確認された場合には、創出した生息環境（湿地環境と草地環境）もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。捕獲の方法や時期等については、専門家等の助言を踏まえ、今後計画、実施します。

また、動物、生態系におけるホトケドジョウについては、工事中にモニタリング調査を実施し、生息状況が変化した場合に順応的に対策を検討します。

⑨ 地域社会（交通混雑）

工事用車両に係る交通混雑の予測を行った4交差点で車両の運行台数がピークとなる時期（平日及び土曜日）に調査を行うことにより、モニタリングを行います。併せて、工事用車両、一般車両の車種別台数についても調査を行います。また、渋滞等の状況についてもその有無や滞留長、渋滞長について観測します。

⑩ 文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を収集整理します。

第4章 評価書で記載した事後調査等の実施内容に関する事項に検討を加えたもの

対象事業の事後調査計画書は、事後調査着手前に作成した「工事中その1（令和5年3月）」と造成工事計画がまとまった段階の「工事中その2（令和6年2月）」（本図書）の2回に分けて横浜市へ提出します。

「工事中その2（令和6年2月）」では、対象事業の概要について、図書作成時点で決定している最新の内容を記載しました。事後調査の内容については、全体の事後調査計画を示すとともに、その時点までに現地調査に着手した項目は、着手したことが分かるように記載しました。また、事後調査の内容については「工事中その1」時点では掘削工事の位置が変更になる可能性を踏まえた記述としておりましたが、「工事中その2」ではその位置が絞られてきたため、表4.2-1(4)文化財等（P.4-5）において、これを踏まえた記述に変更しています。

4.1 事後調査等実施方針

環境影響評価法に基づく事後調査は、評価書第11章（評価書P.11-1）に記載した考え方※を基本として実施します。また、評価書では、環境影響評価法に基づく事後調査に加え、「予測結果が環境基準値を超過している項目や影響が大きいと判断される項目に対して環境保全措置を講じる場合などについても、モニタリングの実施等により、環境保全措置の効果を検証します。」としていることから、この観点でも調査項目を選定して実施することとし、本図書ではこれらを合わせて「事後調査等」といいます。以下、第3章に示した評価書第11章の記載から変更又は追記した主な箇所には下線を付しました。

選定した事後調査等の項目のうち、環境影響評価法に基づく事後調査を具体的に実施するにあたっては、横浜市環境影響評価技術指針（以下、「市条例指針」といいます。）に基づき、「予測結果・評価の検証」と、「環境保全措置の検証」に応じた内容とします。これらについては、事後調査等を行う項目として選定した項目の全てにおいて実施するものとします。

また、本図書では、環境影響評価法に基づく事後調査と上記のモニタリングを合せて適切な対応を行うため事後調査等の手法を検討しました。

現段階で想定し得なかつた環境影響が懸念されることとなった場合には、必要に応じて、事後調査等の項目を追加するため、改めて当該環境影響把握のための事後調査計画書を提出します。

また、工事中及び存在・供用時の事後調査の結果が環境影響評価の予測結果と大きく異なる場合、すなわち、当初予測できなかつた事態が生じ、周辺に著しい影響を及ぼすことが懸念される場合には、必要に応じて関係機関の協力を得て原因の究明や対策の検討を行い、環境保全のための適切な措置を講じます。また、原因の究明や対策の検討にあたっては、必要に応じて、専門家等の意見を踏まえながら、適切に対応します。

なお、対象事業の土地又は工作物の存在及び供用に係る影響要因のうち、関係車両の走行に係るものについては、具体的な上物施設の内容が未確定であることから、本図書では扱わず、当該内容及び上物施設の実施事業者が明らかになった時点で、必要に応じて当該事業者により事後調査計画を立案し、実施することができるよう、引き継ぐこととします。

※ 環境影響評価法に基づく事後調査の必要性の検討にあたっての考え方。（「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第32条に基づく。）

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
- ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

4.2 事後調査等の項目

選定した事後調査項目及び選定・非選定の理由等は、表 4.2-1 に示すとおりです。なお、環境影響評価法に基づく事後調査を行う項目以外に、市条例指針に準じてモニタリングを行う項目については、同表の選定根拠欄を「市条例指針」としました。

なお、事後調査等項目としての選定・非選定に関わらず、環境影響評価を行った全ての環境要素について講じる環境保全措置の実施状況について、事後調査結果報告書の中で明らかにします。

表 4.2-1(1) 事後調査等を行う項目及び選定・非選定の理由等（工事中及び存在・供用時）

環境要素	影響要因	選定 (○)・非選定 (×) 及びその理由	検証内容	選定根拠
大気質	二酸化窒素	建設機械の稼働 ○ 予測結果が横浜市の環境目標値を上回っており、工事の状況によっては環境影響が懸念されるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	市条例指針
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	× 本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。	二	二
	浮遊粒子状物質、粉じん等	建設機械の稼働 × 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 × したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	
	騒音	建設作業騒音 × 本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	二	二
振動	道路交通騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ○ 一部の地点での予測結果が環境基準値を上回っており、工事の状況によっては環境影響が懸念されるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	市条例指針
	振動	建設作業振動 × 本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	二	二
振動	道路交通振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 × したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。		

注 本図書は工事中の事後調査計画書ですが、地下水、その他の水環境に係る環境要素、動物、植物、生態系のように、造成工事の実施から敷地の存在（土地の改変）に至る連続的な調査が必要な環境要素があるため、存在・供用に係る影響要因（関係車両の走行は除く。）についても併せて整理しました。

表 4.2-1(2) 事後調査等を行う項目及び選定・非選定の理由等（工事中及び存在・供用時）

環境要素	影響要因	選定（○）・非選定（×）及びその理由	検証内容	選定根拠
水質 (地下水の水質を除く。)	水の濁り	雨水の排水 ○ 環境保全措置の効果を定量的に把握するため（※P.4-1(4.1)の脚注③に該当）及び予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針
	水の汚れ	雨水の排水 ○ 予測結果に不確実性を伴うため（※P.4-1(4.1)の脚注①に該当）及び予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施 × 本項目で採用した予測手法は、汚染土壤の適切な措置、アルカリ排水の適正処理、水の濁りの除去等の環境保全措置を前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。 この不確実性による影響について効果的に把握するため、水質の事後調査等にて監視するものとし、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。 ただし、水の汚れ（健康項目及びダイオキシン類に限る。）について、環境基準値を超過した場合には、当該河川において底質の調査も行います。	—	—
地下水	地下水の水質	敷地の存在（土地の改変） ○ 予測結果に不確実性を伴うため（※P.4-1(4.1)の脚注①に該当）及び予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針
その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変） ○ 予測結果に不確実性を伴うため（※P.4-1(4.1)の脚注①に該当）及び予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針
	河川の形態、流量	敷地の存在（土地の改変） ○ 環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため（※P.4-1(4.1)の脚注③に該当）及び工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針
地盤	地盤の安定性（土地の安定性）	敷地の存在（土地の改変） × 本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	—	—

注 本図書は工事中の事後調査計画書ですが、地下水、その他の水環境に係る環境要素、動物、植物、生態系のように、造成工事の実施から敷地の存在（土地の改変）に至る連続的な調査が必要な環境要素があるため、存在・供用に係る影響要因（関係車両の走行は除く。）についても併せて整理しました。

表 4.2-1(3) 事後調査等を行う項目及び選定・非選定の理由等（工事中及び存在・供用時）

環境要素	影響要因	選定（○）・非選定（×）及びその理由	検証内容	選定根拠		
土壤	土壤汚染	造成工事の実施 ×	本項目で採用した予測手法は、汚染土壤拡散防止の環境保全措置を前提としたものですが、対象事業実施区域の地歴を踏まえると、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性があると考えられます。 この不確実性による影響を効果的に把握するため、水質（水の汚れ）、地下水（地下水の水質）の事後調査により監視するものとし、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	—	—	
動物 (水生生 物を含 む。)	重要な種 及び注目 すべき生 息地	造成工事の 実施 敷地の存在 (土地の改 変)	○	保全対象種について、本事業による生息環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため、事後調査等を行う項目として選定します。（※P. 4-1(4.1)の脚注③及び④に該当）	・予測結果、 評価の検証 ・環境保全措 置の検証	法 市条例指針
植物	重要な種 及び群落	造成工事の 実施 敷地の存在 (土地の改 変)	○	保全対象種について、本事業による生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため、事後調査等を行う項目として選定します。（※P. 4-1(4.1)の脚注③及び④に該当）	・予測結果、 評価の検証 ・環境保全措 置の検証	法 市条例指針
生態系	地域を特 徴づける 生態系	造成工事の 実施 敷地の存在 (土地の改 変)	○	保全対象種について、本事業による生息・生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため、事後調査等を行う項目として選定します。（※P. 4-1(4.1)の脚注③及び④に該当）	・予測結果、 評価の検証 ・環境保全措 置の検証	法 市条例指針
景観	主要な眺 望点及び 景観資源 並びに眺 望景観、 囲繞景観	敷地の存在 (土地の改 変) 構造物の存 在	×	本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	—	—

注 本図書は工事中の事後調査計画書ですが、地下水、その他の水環境に係る環境要素、動物、植物、生態系のように、造成工事の実施から敷地の存在（土地の改変）に至る連続的な調査が必要な環境要素があるため、存在・供用に係る影響要因（関係車両の走行は除く。）についても併せて整理しました。

表 4.2-1(4) 事後調査等を行う項目及び選定・非選定の理由等（工事中及び存在・供用時）

環境要素	影響要因		選定 (○)・非選定 (×) 及びその理由	検証内容	選定根拠
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合の活動の場	敷地の存在 (土地の改変) 構造物の存在	× 本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等を行う項目として選定しません。	—	—
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施	× 対象事業では造成工事に伴う副産物について可能な限り発生抑制・再資源化に努めるとともに、関係法令に基づき適正に処理・処分することとしており、また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等項目として選定しません。	—	—
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	× 本項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性はないものと考えられます。 したがって、本項目について、事後調査等項目として選定しません。	—	—
地域社会	交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 工事用車両の運行に伴う交通混雑の評価は、環境保全措置の実施を前提としていることからその具体的な効果を把握するため、及び、工事用車両の運行に伴う交通混雑への影響については、環境保全措置の実施状況を確認するため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針
	歩行者の安全	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	× 工事中の歩行者・自転車の安全については、適切な措置を講じるとともに、関係機関と協議の上で工事計画を検討するため、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。 したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査項目として選定しません。	—	
文化財等	文化財等	造成工事の実施	○ 埋蔵文化財包蔵地での掘削工事等の施工の有無や、工事中に予期せぬ場所で埋蔵文化財包蔵地が確認された場合はその状況、並びに、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を確認するため、事後調査等を行う項目として選定します。	・予測結果、評価の検証 ・環境保全措置の検証	法 市条例指針

注 本図書は工事中の事後調査計画書ですが、地下水、その他の水環境に係る環境要素、動物、植物、生態系のように、造成工事の実施から敷地の存在 (土地の改変) に至る連続的な調査が必要な環境要素があるため、存在・供用に係る影響要因 (関係車両の走行は除く。) についても併せて整理しました。

4.3 事後調査等の手法及び実施時期

事後調査及びモニタリングの手法及び実施時期は、表 4.3-1 に示すとおりです。なお、令和5年度に現地調査に着手した項目については、表中の調査項目の欄に網掛けをしています。

また、調査等は、予測結果・評価及び環境保全のための措置について、報告結果が事後検証可能な内容とし、かつ関連事業への情報提供を適切に行います。

なお、対象事業である土地区画整理事業によって基盤整備がなされた場所において実施される公園整備等の関連事業の事後調査においても活用できる内容とするように、関連事業との連携に努めます。

表 4.3-1(1) 事後調査等の手法及び実施時期（大気環境）

環境要素	影響要因	調査項目	調査頻度	調査地点	調査時期	調査方法
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素	工事中の1回	<p>予測・評価を行った範囲とし、具体的には評価書 P. 9.1-21 の図 9.1-6 の範囲*</p> <p>*評価書 P. 9.1-21 の図 9.1-6 には、最大着地濃度出現地点を記載しており、当該位置などで年間4季の調査を行う手法も考えられますが、大気質の濃度は調査時の気象条件や建設機械稼働状況等に大きく左右されるため、再現計算に基づき評価書での予測範囲全体での検証を行うことが望ましいと考えました。</p>	<p>環境影響が最大となる時期とし、具体的には建設機械と対象事業実施区域内を移動する工事用車両から発生する年間窒素酸化物排出量が最大となる時期</p>	<p>「横浜市環境影響評価技術指針」(平成28年3月改訂、横浜市)の記載^{注1}を踏まえ、建設機械の稼働に伴う影響濃度を把握するため、実際に施工時に用いられる建設機械の種類、配置、稼働状況等を踏まえた再現計算による確認を実施</p> <p>※上記の確認は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・(独)土木研究所)に示された手法に基づく、工事計画を条件とした影響予測</p> <p>※上記の予測の結果、著しい影響が懸念される場合等においては、必要に応じて実測</p>
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	道路交通騒音	工事中の1回	図4.3-1に示す4地点 (予測・評価を行った地点)	環境影響が最大となる時期とし、具体的には工事用車両台数が最大となる時期(平日の1日)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)に定める「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731 (1999))」により官民境界地上1.2mの高さにおいて、平日の16時間(6時~22時)調査を実施

注1 : 「横浜市環境影響評価技術指針」(平成28年3月改訂、横浜市)のP.25には、以下の記述があります。

調査結果は、評価書に記載した予測結果及び環境保全目標と対比するとともに、予測条件の状況なども合わせて対比して整理する。

調査結果の考察は、環境目標値等との対比、評価書の予測結果を検証することなどにより行う。

これらの内容が著しく異なり、周辺地域等への環境に著しい影響を与える恐れがある場合には、新たな環境の保全のための措置を検討し、予測、評価を行ったうえで環境の保全のための措置を講じるよう努めるものとする。

注2 : 「調査時期の環境影響が最大となる時期」とは、土地区画整理事業による環境影響が最大となる時期をいいます。

表 4.3-1(2) 事後調査等の手法及び実施時期（水環境 1）

環境要素	影響要因	調査項目	調査頻度	調査地点	調査時期	調査方法
水質 (地下水の 水質を除く。)	雨水の排水	水の濁り	濁度	工事期間中(連続的な監視)	各仮設調整池の出口	工事期間中における連続的な監視
			SS	平常時(非降雨時)及び降雨時(工事期間中の各年4回) ※令和5年度時点では仮設調整池は未設置のため、図4.3-2に示す5地点(河川の地点)のみで調査を行った。	仮設調整池の出口、並びにその放流先となる、図4.3-2に示す5地点 ^注 ・大門川下流(No.1) ・相沢川下流(No.2) ・堀谷戸川(No.3,4) ・和泉川(No.5)	工事期間を通して、平常時(非降雨時)における年間4回の調査 10mm以上の降雨時における年間4回の調査
地下水 (地下水の 水質)	敷地の存在 (土地の改 変)	地下水の水質 地下水の水質の状況 (「地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類)	工事期間中及び工事完了後1年間	水の濁り(SS)と同じ地点	工事期間及び工事完了後の1年を通して、平常時(非降雨時)における年間4回の調査	同上並びに「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)に定められた方法に基づく調査 ※水の汚れのうち、「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目及びダイオキシン類について環境基準値を超える項目があった場合は、当該地点において底質の調査も実施
				図4.3-2に示す2地点 ・瀬谷みはらし公園 ・本郷四丁目第2公園 (各地点において2深度から採水)	工事期間及び工事完了後の1年を通して、年間4回の調査	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)並びに「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)に定められた方法に基づく調査

注：評価書では堀谷戸川について仮設調整池1側及び仮設調整池2側の各支川1ヶ所に調査地点を設定していましたが、仮設調整池1側の支川においては採水可能な地点がなく、仮設調整池1側からの水質の状況については、両支川が合流した下流側の堀谷戸川本川の水質と調整池2側の支川の水質並びに各仮設調整池出口の水質から推定することとしました。

表 4.3-1(3) 事後調査等の手法及び実施時期（水環境2, 生物多様性）

環境要素	影響要因	調査項目	調査頻度	調査地点	調査時期	調査方法
その他の水環境（湧水の流量）	造成工事 敷地の存在 (土地の改変)	湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）	平常時（非降雨時）（工事期間中及び工事完了後1年間）	図4.3-2に示す3地点代替の湧水が設けられた場合は当該湧水も調査対象とします。	工事期間及び工事完了後の1年を通して、平常時（非降雨時）における年間4回の調査	湧水確認場所及びその周辺状況の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、気温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導率（EC）を測定なお、各湧水に近接した場所で工事を行う期間について、毎日湧水の状況の目視観察を実施
その他の水環境（河川の形態、流量）	敷地の存在 (土地の改変)	河川の流量	平常時（非降雨時）及び降雨時 (工事期間中の各年4回)	水質と同じ5地点	工事期間及び工事完了後の1年を通して、平常時（非降雨時）及び10mm以上の降雨時における各年間4回の調査	「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定
動物	造成工事 敷地の存在 (土地の改変)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種又は注目種の生息、生育の状況 ・工事の完了後における保全対象種又は注目種の生息、生育の状況 ・上記を踏まえ必要に応じて講じられた追加の環境保全措置の内容 	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度と、保全対象種の生活サイクル・生息又は生育状況を勘案して設定	図4.3-3に示す対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲（猛禽類は対象事業実施区域から約2kmの範囲）	工事中、工事の完了後ににおける適切な時期 ※詳細は表4.3-2（動物）、表4.3-4（植物）、表4.3-6（生態系）参照	哺乳類：任意観察及びフィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法、夜間調査 鳥類：任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査 両生類・爬虫類：任意観察法及び任意採取法 昆虫類：任意観察法及び任意採取法、ライトトラップ、ベイトトラップ、夜間調査、鳴き声調査 魚類：任意観察法及び任意採取法 底生動物：任意観察法及び任意採取法、定量調査 陸産貝類：任意観察法及び任意採取法 ※詳細は表4.3-3 参照
				図4.3-3に示す対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲		
				図4.3-3に示す対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲（猛禽類は対象事業実施区域から約2kmの範囲）		
植物						維管束植物：任意観察及び採取 付着藻類：任意観察及び採取、定量採集 蘚苔類：任意観察及び採取 ※詳細は表4.3-5 参照
生態系						動物及び植物の調査方法に準拠する方法 ※詳細は表4.3-7 参照

表 4.3-1(4) 事後調査等の手法及び実施時期（その他の環境）

環境要素	影響要因	調査項目	調査頻度	調査地点	調査時期	調査方法
地域社会－交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	交差点交通量	工事中の1回	図4.3-4に示す4地点 (予測・評価を行った地点)	環境影響が最大となる時期とし、具体的には工事用車両台数が最大となる時期(平日、休日)	工事用車両に係る交通混雑の予測を行った4交差点で車両の運行台数がピークとなる時期(平日及び土曜日)に調査を行うことにより、モニタリングを実施。併せて、工事用車両、一般車両の車種別台数についても調査を行うとともに、渋滞等の状況についてもその有無や滞留長、渋滞長について観測
文化財	造成工事	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況	掘削工事中適宜	周知の埋蔵文化財包蔵地を中心とした対象事業実施区域全域	造成工事期間中における継続監視	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況について、工事関係者へヒアリングを実施

表 4.3-2 事後調査等の実施時期（動物）

調査項目	調査方法	調査時期
哺乳類	任意観察及びフィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	4季（春季、夏季、秋季、冬季）
	夜間調査	2季（春季、夏季）
鳥類	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	5季（春季、初夏季、夏季、秋季、冬季）
	フクロウ類 夜間調査	4回（1月、2月、6月、8月）
	猛禽類 定点観察法	繁殖期（1～7月）
両生類及び爬虫類	任意観察法及び任意採取法	5季（早春季、春季、初夏季、夏季、秋季）
昆虫類	任意観察法及び任意採取法 ライトトラップ ベイトトラップ	3季（春季、夏季、秋季）
	夜間調査（ホタル類）	初夏季
	鳴声調査（クツワムシ）	夏季
魚類	任意観察法及び任意採取法	4季（春季、夏季、秋季、冬季）
底生動物	任意観察法及び任意採取法 定量調査	4季（春季、夏季、秋季、冬季）
陸産貝類	任意観察法及び任意採取法	2季（初夏季、冬季）

注：事後調査等の実施時期については、専門家等の助言を踏まえて計画しました。

表 4.3-3(1) 事後調査等の手法（動物）

調査項目	調査方法		
哺乳類	任意観察及び フィールドサイン法	調査範囲内を網羅的に踏査し、足跡、糞、食痕、爪痕等のフィールドサイン（動物の生活痕）を確認します。	
	トラップ法	ネズミ類やヒミズ類を対象にシャーマントラップを設置し、捕獲を行います。調査地点は、6地点程度を予定し、トラップは1地点あたり10個を1晩設置します。	
	無人撮影法	哺乳類が頻繁に往来しているような「けもの道」あるいは小径に自動撮影機能付のカメラを設置し、カメラの視野内に出現する中型哺乳類を撮影します。誘引餌は、さつまあげや魚肉ソーセージ等の餌を使用します。調査地点は、3地点程度を予定し、カメラは1地点あたり1台を1晩設置します。	
	夜間調査	夕暮れから夜間ににおいて、バットディテクターを用いて、飛翔するコウモリ類を確認します。	
鳥類	任意観察法	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。	
	ラインセンサス法	あらかじめ設定しておいた調査ルート上を歩いて、一定速度でゆっくり（1～2km/h）と歩き、一定の範囲内に出現する鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。調査ルートは、3ルート程度を予定します。	
	定点観察法	配置した定点より半径200m程度の範囲に出現した鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。調査定点は、3定点程度を予定します。	
	フクロウ類 夜間調査	夕暮れから夜間ににおいて、調査範囲内を踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。 また、録音した鳴声を流し、帰ってくる鳴声により、種の判別を行い、記録します。（コールバック法）	

表 4.3-3(2) 事後調査等の手法（動物）

調査項目		調査方法	
鳥類	猛禽類	定点観察法	餌場等となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録します。 調査地点は、設定した定点から、猛禽類の出現状況等を踏まえ3～4定点を選定し、調査を実施します。
両生類及び爬虫類	任意観察法 及び任意採取法		調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録します。
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 (スワイーピング法、 ビーティング法)		調査範囲内を網羅的に踏査し、スワイーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録します。
	ライトトラップ (走光性昆虫)		夜間に光源（BOX法）を置き、光に集まつてくる昆虫類を採取します。 調査地点は、6地点程度を予定し、ライトトラップは、1地点あたり1個を1晩設置します。
	ベイトトラップ (地上徘徊性昆虫)		誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取します。 誘引餌はカルピスや酢等の混合液を使用します。 調査地点は、6地点程度を予定し、ベイトトラップは、1地点あたり10個程度を1晩設置します。
	夜間調査 (ホタル類)		現地調査で確認されたゲンジボタルの成虫の発生時期である5月下旬～6月中旬の夜間に、調査範囲内の川岸を踏査し、発光するホタル類を確認し、記録します。
	鳴声調査 (クツワムシ)		クツワムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツワムシの鳴き声を確認し、記録します。
魚類	任意観察法 及び任意採取法		調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。また、水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶を使用します。また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録します。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を予定します。なお、開渠から暗渠への切替前年には、対象事業実施区域内の相沢川及び大門川全域を調査範囲とします。 ホトケドジョウについては、生息環境（水質・流速・水深・河床材料等）を記録するとともに、確認環境の写真撮影を行います。なお、生息状況及び環境に変化が見られた場合には、有識者等の助言・指導を仰ぐこととします。
底生動物	任意観察法 及び任意採取法		調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を予定します。
	定量調査		方形枠にて水底を囲い、方形枠内に生息する底生動物をすべて採取し、種名、個体数を記録します。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。 調査地点は、調査範囲内の水系に4地点を予定します。
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法		調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録します。

注1：事後調査等の手法については、専門家等の助言を踏まえて計画しました。

2：ホタル類については、関連事業の環境影響評価審査会意見を踏まえて計画しました。

表 4.3-4 事後調査等の実施時期（植物）

調査項目	調査方法	調査時期
維管束植物	任意観察及び採取	4季（早春季、春季、夏季、秋季）
付着藻類	任意観察及び採取 定量採集	4季（春季、夏季、秋季、冬季）
蘚苔類	任意観察及び採取	2季（初夏季、秋季）

注1：事後調査等の実施時期については、専門家等の助言を踏まえて計画しました。

2：維管束植物の調査時期について、評価書の記載内容に合わせて修正しました。

表 4.3-5 事後調査等の手法（植物）

調査項目	調査方法	
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）をすべて記録します。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡による同定を行います。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行います。 目視による種の同定が困難な場合には、植物体の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行います。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠内に付着している付着藻類をすべて採取し、種名、総細胞数を記録します。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行います。
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行います。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行います。

注：事後調査等の手法については、専門家等の助言を踏まえて計画しました。

表 4.3-6 事後調査等の実施時期（生態系）

調査項目		調査方法	調査時期
鳥類	一般鳥類	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	5季（春季、初夏季、夏季、秋季、冬季）
	猛禽類	定点観察法	繁殖期（1～7月）
両生類及び爬虫類		任意観察法及び任意採取法	5季（早春季、春季、初夏季、夏季、秋季）
昆虫類		任意観察法及び任意採取法	3季（春季、夏季、秋季）
魚類		任意観察法及び任意採取法	4季（春季、夏季、秋季、冬季）
植物群落		植生調査（相観植生図作成）	夏季

注：事後調査等の実施時期については、専門家等の助言を踏まえて計画しました。

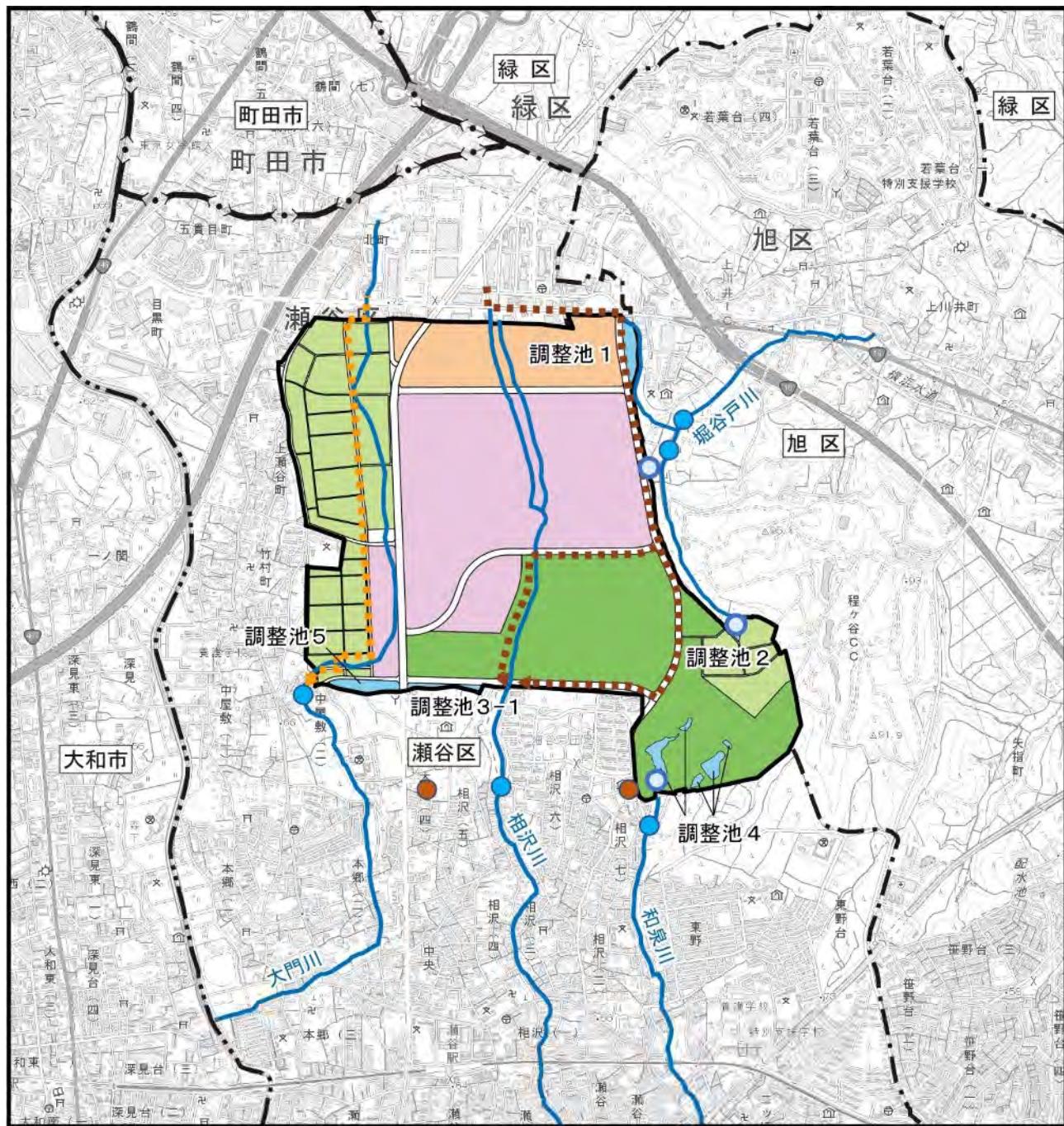
表 4.3-7 事後調査等の手法（生態系）

調査項目		調査方法
鳥類	一般鳥類	任意観察法 調査範囲内を網羅的に踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。
		ラインセンサス法 あらかじめ設定しておいた調査ルート上を歩いて、一定速度でゆっくり（1～2km/h）と歩き、一定の範囲内に出現する鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。 調査ルートは、3ルート程度を予定します。
		定点観察法 配置した定点より半径200m程度の範囲に出現した鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録します。 調査定点は、3定点程度を予定します。
	猛禽類	営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録します。 調査定点は、設定した定点から、猛禽類の出現状況等を踏まえ3～4定点を選定し、調査を実施します。
両生類及び爬虫類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録します。
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 (スワイーピング法、 ビーティング法)	調査範囲内を網羅的に踏査し、スワイーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録します。
魚類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録します。また、水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶を使用します。また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録します。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を予定します。なお、開渠から暗渠への切替前年には、対象事業実施区域内の相沢川及び大門川全域を調査範囲とします。 ホトケドジョウについては、生息環境（水質・流速・水深・河床材料等）を記録するとともに、確認環境の写真撮影を行います。なお、生息状況及び環境に変化が見られた場合には、有識者等の助言・指導を仰ぐこととします。
植物群落	植生調査 (相観植生図作成)	評価書に掲載の現地調査により作成した植生図から、現地踏査により加筆・修正することにより作成します。

注：事後調査等の手法については、専門家等の助言を踏まえて計画しました。



図 4.3-1 工事用車両の運行による騒音事後調査地点



凡 例

■ 対象事業実施区域 ←→ 都県界 ----- 市界 ----- 区界

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

農業振興地区（農道等を含む。）	道路
観光・賑わい地区及び交通施設用地	調整池（地上式）
物流地区	調整池 1、2、3-1、4、5
公園・防災地区	
相沢川切り回し	水質（河川）事後調査地点
大門川切り回し	地下水事後調査地点
	湧水事後調査地点

図 4.3-2 水質、地下水及びその他の水環境調査地点

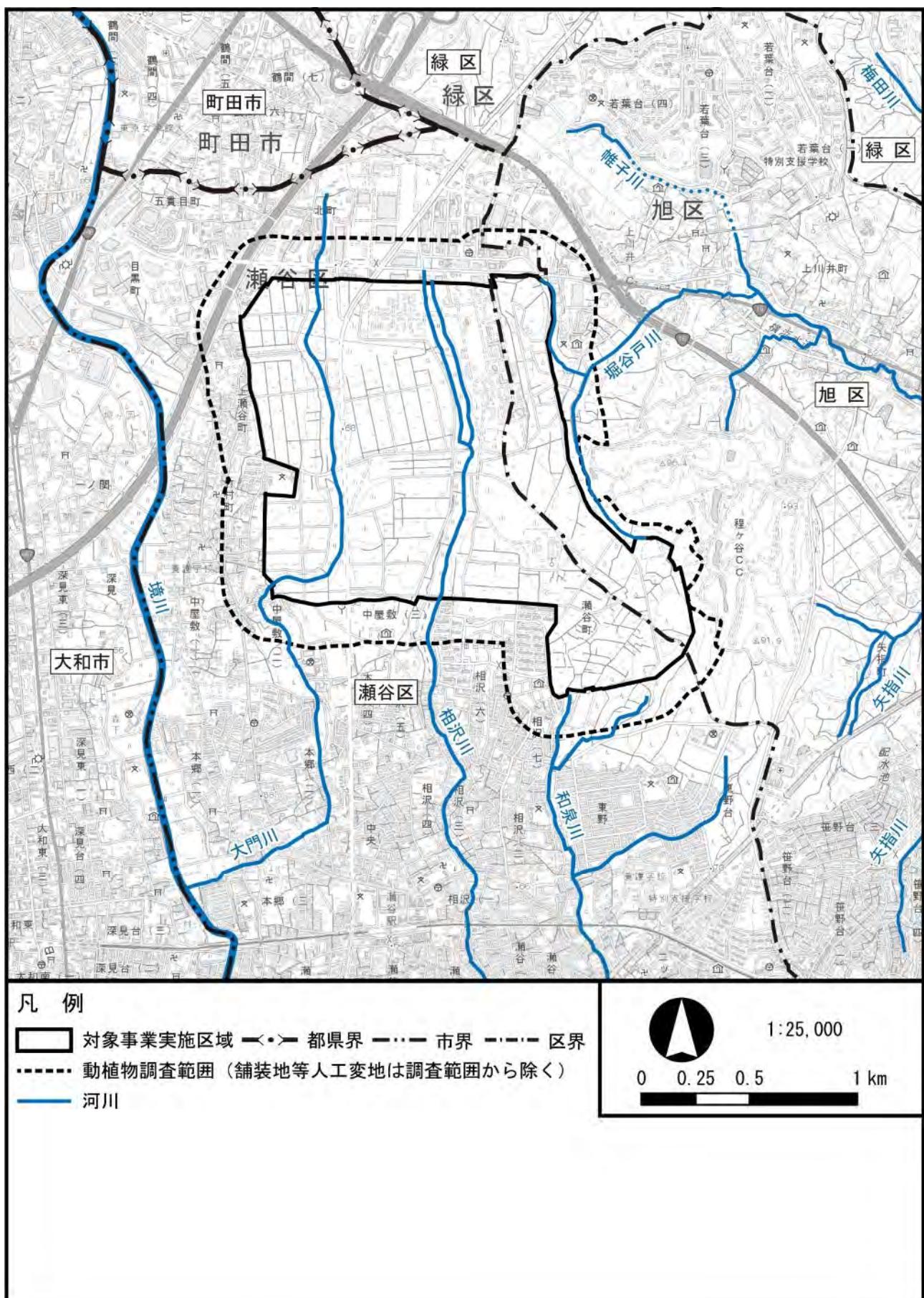


図 4.3-3 動植物生態系調査範囲



図 4.3-4 地域社会交差点交通量調査地点

第5章 事後調査結果報告書を提出する時期

事後調査結果報告書は、表5-1に示すとおり工種毎の工事完了後において、事後調査の結果が明らかとなった時点で提出するものとします。

その際、環境影響評価手続きで提出された国土交通省関東地方整備局長、神奈川県知事、横浜市長からの意見に対する履行状況についても、事後調査結果報告書に記載します。

また、事後調査の結果等については、ホームページ等を活用して、適宜、住民の方々に情報提供します。

表5-1 事後調査結果報告書を提出する時期

年度（令和）\工程	4	5	6	7	8	9	10	11～15
米軍施設撤去工事	●			●				
準備工事		●	●					
土壤汚染対策工事		●		●				
土工事		●		●				
調整池工事		●			●			
擁壁工事		●	●					
下水道工事			●		●			
道路工事		●				●		
河川切り回し工事		●			●			
後片付け							●	
測量等								●
事後調査結果報告書提出					①	②	③	④

注：事後調査結果報告書の提出は上記①～④の時期を想定していますが、工事の進捗等により変更となる場合があります。①～④の各時期における報告事項は下記を想定していますが、工事の進捗に伴い、特筆すべき事象が発生した場合（例えば、地下水汚染が判明するなど、長期のモニタリングを行う必要が生じた場合等）は、各調査結果がまとまり次第報告します。

①米軍施設撤去工事並びに土壤汚染対策工事の完了時

報告事項：大気質、騒音、水質、地下水、動物、植物、生態系、地域社会、文化財

なお、万一、土壤汚染対策工事に遅延が生じた場合は、米軍施設解体工事完了時に土壤汚染対策工事の経過も踏まえた報告を行います。

②調整池工事並びに河川切り回し工事の完了時

報告事項：水質、他の水環境、動物、植物、生態系、文化財

③土工事の完了時

報告事項：大気質、騒音、水質、地下水、動物、植物、生態系、地域社会、文化財

④道路工事完了時＝基盤整備工事完了時

報告事項：工事中全般に係る内容（①～④のとりまとめを含む。）

第6章 事後調査等の受託者

名 称： 日本工営都市空間株式会社
代表者の氏名： 代表取締役社長 吉田 典明
所 在 地： 名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号

注：令和6年度以降に変更が生じる可能性があります。

第7章 卷末資料

7.1 保全対象種の生息及び生育環境の創出に関する計画(動植物生態系に係る移設・移植計画)

(1) 概況

保全対象種別の移設・移植に係る環境保全措置は、表 7.1-1 に示すとおりです。

動物及び植物の重要な種、生態系の注目種等への影響予測の結果、生息・生育環境への「影響が大きい」もしくは「影響がある」と予測された種を保全対象種として選定しました。

表 7.1-1 保全対象種別の環境保全措置

項目	保全対象種	環境保全措置	適否の理由
動物	シュレーダー、オガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイ	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵嚢・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体を保全できることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。なお、保全対象種の個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、捕獲の方法や時期等を計画、実施します。
植物	ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、スマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケ	保全対象種の移植・播種	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
生態系	シオカラトンボ（幼虫）	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵嚢・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体を保全できることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。なお、保全対象種の個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、捕獲の方法や時期等を計画、実施します。

(2) 工事計画

対象事業の工事計画は、「2.2.2 対象事業の工事計画」に記載のとおりです。

(3) 保全対象種の移設・移植種数

保全対象種の移設・移植種数は表 7.1-2 に示すとおり、動物 12 種、植物 14 種、生態系 1 種の合計 27 種です。

表 7.1-2 保全対象種の移設・移植種数

項目	移設・移植種数	保全対象種
動物	両生類：1種 昆虫類：7種 魚類：2種 底生動物：1種 陸産貝類：1種 合計：12種	シュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイ
植物	維管束植物：10種 付着藻類：3種 蘚苔類：1種 合計：14種	ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケ
生態系	昆虫類：1種	シオカラトンボ（幼虫）

(4) 工事計画を踏まえた移設・移植計画

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）及び保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）は、令和6年度より土工事と調整池工事の中で整備を行います。

保全対象種の移設・移植は、専門家等の意見を踏まえて、「(5)移設・移植方法」に記載のとおり、工事前の各保全対象種の移設・移植適期に生息・生育適地へ順次実施しています。また、保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）及び保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の整備後には、対象事業実施区域内に残存する保全対象種を移設・移植します。

移設・移植の実施にあたっては、必要に応じて専門家等に意見を求めながら進めます。

(5) 移設・移植方法

動物、植物、生態系について、工事中及び工事完了後に現地調査を行い、保全対象種の生息・生育状況を確認します。

動物については、工事中に表 7.1-2 に示す種が確認された場合には、創出した生息環境（湧水起源の小水路環境）及び（湿地環境と草地環境）もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。捕獲の方法や時期等については、表 4.3-2 及び表 4.3-3 に示したとおりです。創出する生息環境の受入れが整う前に確認された保全対象種のうち、今後の工事による影響が懸念された2種（シュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ）については、横浜市及び神奈川県の関連施設へ一時避難しています。また、「保全対象種の個体の移動」の対象となっており、工事区域内で確認された種については、工事区域以外の生息適地へ移動しています。その他の種についても、今後の工事の状況及び創出する受入れ先の状況を踏まえ、工事区域外もしくは対象事業実施区域外の生息適地へ移動します。また、必要に応じて専門家等と対応を協議します。

植物については、工事中に表 7.1-2 に示す種が確認された場合には、創出した生育環境（湿地環境と草地環境）へ移植します。移植・播種の方法や時期等については、表 4.3-4 及び表 4.3-5 に示したとおりです。創出する生育環境の受入れが整う前に確認された保全対象種のうち、工事による影響が懸念された2種（ヒロハノカワラサイコ、アマナ）については、生育が確認された場所への立ち入りを制限し、施行業者への情報周知（指導・教育）を行っています。今後、創出する生育環境の受入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、プラ船等の人工池への仮移植を検討します。付着藻類については、仮移植が困難であることから、暗渠化への切り替

え時期等を踏まえ、専門家等と対応を協議します。

生態系については、工事中にシオカラトンボ（幼虫）が確認された場合には、創出した生息環境（湿地環境と草地環境）もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。捕獲の方法や時期等については、表 4.3-6 及び表 4.3-7 に示したとおりです。創出する生息環境の受入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、水槽等の飼育設備への一時避難を検討します。

(6) 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の設え

専門家の意見を踏まえ、現況の地形をいかした小水路の護岸の構造、及び小水路環境へとつながる和泉川源流部付近における動植物生息・生育空間（調整池4）の配置や構造の計画をまとめました。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出については、和泉川の源流部で確認されたホトケドジョウのハビタットタイプを整理し、必要な環境区分を抽出した結果、表7.1-3に示す小水路の環境区分が必要となります。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図は、図7.1-1に示すとおりで、専門家等からの助言を踏まえ具体化した内容としています。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

- ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。
- ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。
- ・水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境とします。
- ・現在の湧水地から湧水を導水する計画とし、水質は現状を維持します。

表7.1-3 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）区分整理

環境区分	保全対象種
小水路環境 (浅い水域、緩やかな流れ、砂泥底)	魚類：ホトケドジョウ



図7.1-1 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図

(7) 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の設え

専門家の意見を踏まえ、草地を上流、湿地を下流にまとめる具体的な配置や、安定的に水を供給する多自然水路の構造、各環境区分で生息・生育する具体的な保全対象種の整理など、整備計画をまとめました。

保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出については、相沢川沿いで確認された重要な種のハビタットタイプを種ごとに整理し、必要な環境区分を抽出した結果、大きくは湿地環境、湿性草地、水路、樹林、乾性草地の5つの環境区分が必要となります。さらに、湿地環境は水深、湿性草地は草丈、水路は水深及び河床材料に変化を持たせた複数の環境区分が必要となることから、表7.1-4に示す①～⑧の8つの環境区分を設定します。

成長段階によって生息・生育環境が異なる種、豊富な餌量と多様な環境を必要とする種が生息し、世代交代を行い、地域個体群を維持していくためには、環境区分①～⑧に示す環境区分を配置し、多様な環境を創出する必要があります。

そのため、対象事業実施区域南側の谷戸地形において、公園整備事業区域内のエリアに、現況の地形及び土地利用を活かした保全対象種の生息・生育環境を創出します。現在の土地利用は水田と畠地等が分布していますが、湿地と草地をモザイク状に配置する計画では、継続的に管理していく上で負担が大きいとの専門家からの意見があったため、草地と湿地をまとめ、樹林、水路等を適所に配置することとしました。草地については湿性草地と乾性草地を創出する計画としています。面積は評価書時点では概ね1.5ha（東西方向：約60m～70m、南北方向：約220m～230m）としていましたが、公園整備事業の対象事業実施区域の拡張に伴い、評価書に示した範囲を可能な限り北側へ延伸し、概ね2.0ha（東西方向：約60m～70m、南北方向：約300m～310m）とします。

保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図は図7.1-2、断面イメージ図は図7.1-3に示すとおりで、専門家等からの助言を踏まえ具体化した内容としています。

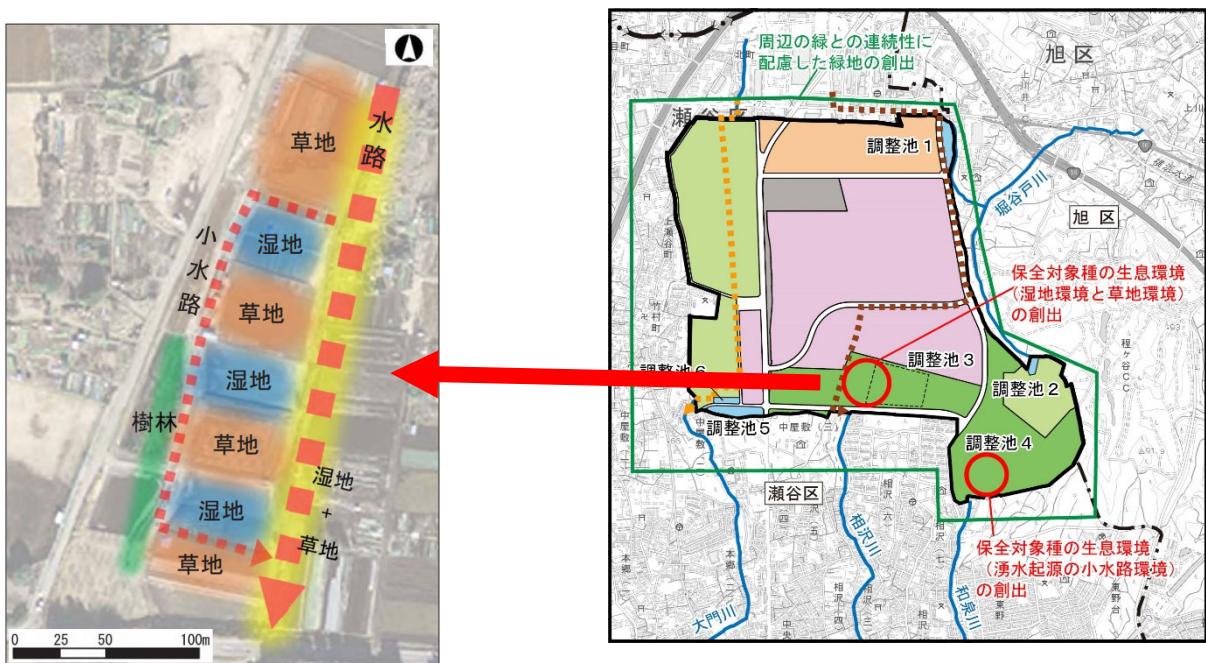
なお、維持管理の中では、専門家からの意見も踏まえ、外来種対策も検討します。

保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

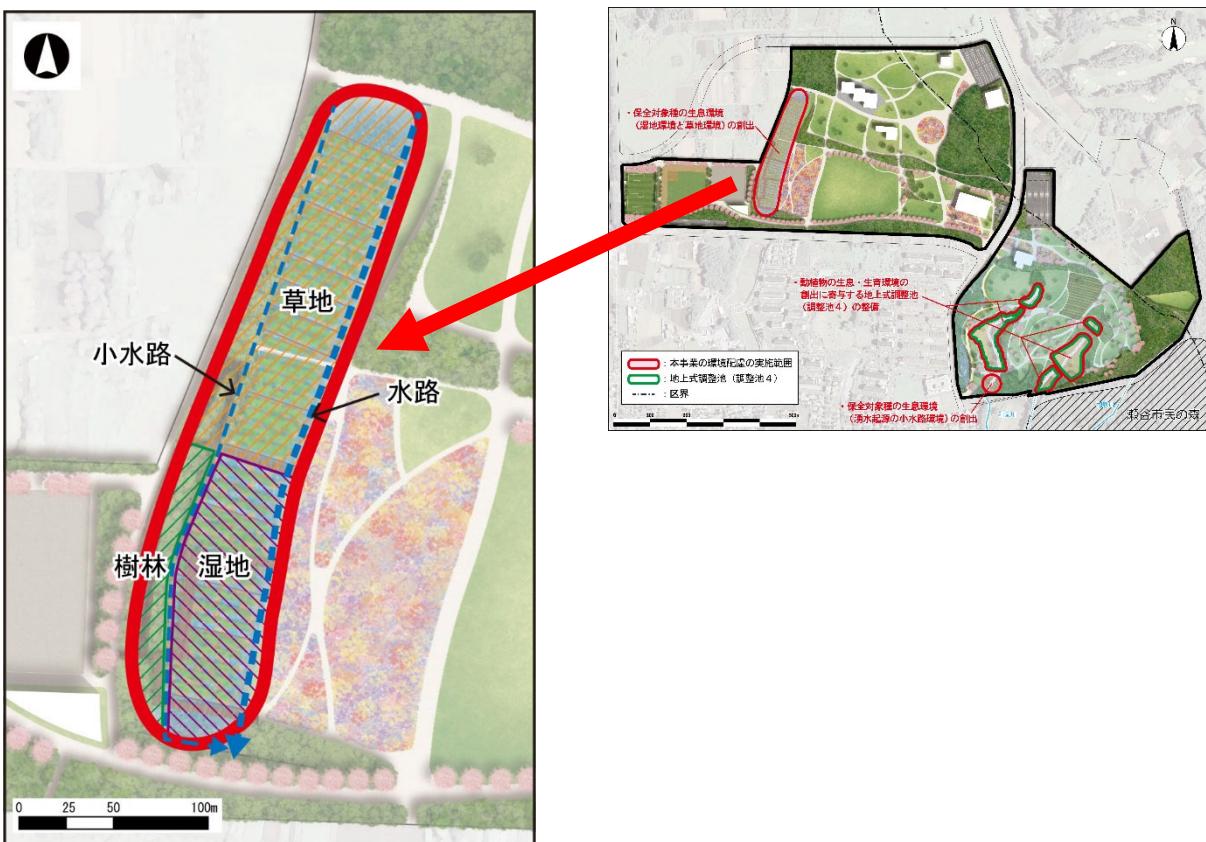
- ・湿地環境については、水深の異なる湿地を配置します。
- ・水路については、現況の3面張りから多自然水路とし、水の流れに変化を持たせるとともに、周辺には湿地環境や草地環境を創出することで、質の向上を図ります。
- ・樹林を西側に創出します。
- ・水路、草地、湿地、樹林という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの保全対象種が生息・生育できる環境を創出します。
- ・湿地環境の周辺には湿性草地を配置するなど、各環境が緩やかに移行するような配置・構造を検討します。
- ・樹林や乾性草地は、瀬谷市民の森、周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出、農業振興地区等を有機的に繋げることにより、生物の移動に配慮します。

表 7.1-4 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）区分整理

環境区分	保全対象種
①湿地環境 (水深 5 cm、泥底)	昆虫類：ナツアカネ（幼虫）、エサキコミズムシ、 シオカラトンボ（幼虫） 底生動物：マルタニシ 植物：ヒメミズワラビ、ウスゲチョウジタデ、シャジクモ、 イチョウウキゴケ
②湿性草地 (草丈の低い草地)	昆虫類：ケラ、クロヒメヒヨウタンゴミムシ、 アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ 植物：ミズニラ、タコノアシ、ヌマトラノオ、アマナ、 ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
③水路 (水深 20~40cm、砂礫底)	魚類：アブラハヤ 植物：チャイロカワモズク、アオカワモズク
④湿地環境 (水深 10~20cm、泥底)	昆虫類：コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
⑤湿性草地 (草丈の高い草地)	昆虫類：ショウリョウバッタモドキ
⑥水路 (水深 10~20cm、砂泥底)	昆虫類：ハグロトンボ（幼虫）、ヤマサナエ（幼虫）
⑦樹林 (落葉広葉樹)	（他の環境区分との連続性により保全されるため、 対象種は下記で記載します）
⑧乾性草地	昆虫類：トノサマバッタ 植物：ヒロハノカワラサイコ
⑤⑥⑦ 水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	昆虫類：ハグロトンボ（成虫）、ヤマサナエ（成虫）
①～⑦ 湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	鳥類：キセキレイ 爬虫類：ヤマカガシ
①②④⑤⑦ 湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	両生類：シュレーゲルアオガエル 爬虫類：ヒバカリ、シマヘビ 昆虫類：ナツアカネ（成虫）、シオカラトンボ（成虫）



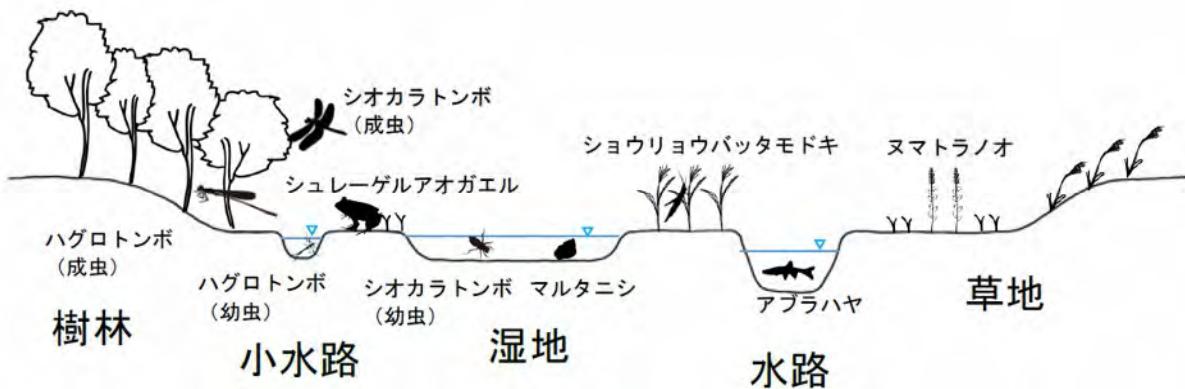
(土地区画整理事業環境影響評価書(令和4年3月)時点)



(公園整備事業の対象事業実施区域の拡張後)

図 7.1-2 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図

【東西断面】



【南北断面】

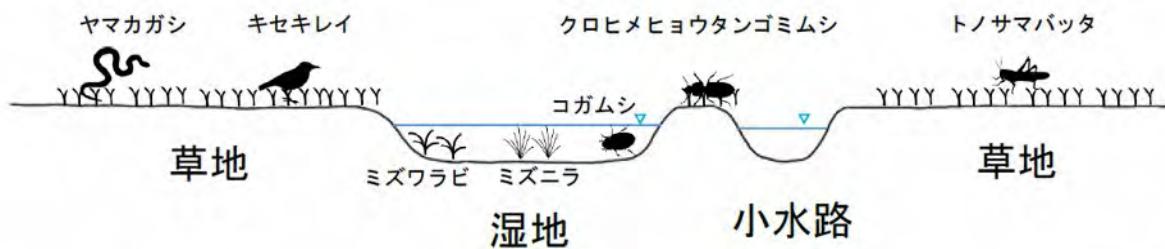


図 7.1-3 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る断面イメージ図

(8) 和泉川源流部付近における動植物生息・生育空間の整備

和泉川源流部付近における動植物生息・生育空間の位置及び模式断面図（調整池4）は、図 7.1-4 に示すとおりで、専門家等からの助言を踏まえ具体化した内容としています。

現況の地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する空間の整備を行います。これにより、保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出を行います。

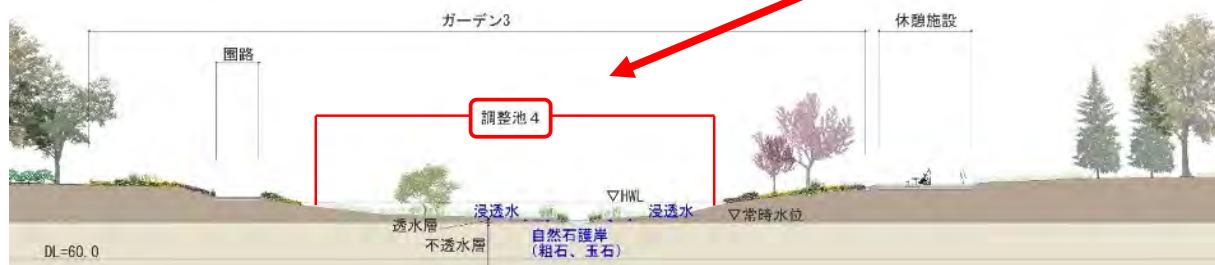


図 7.1-4 和泉川源流部付近における動植物生息・生育空間の位置及び模式断面図

(9) 専門家等の意見

① 事後調査計画

事後調査計画書に係る専門家等の意見は、表 7.1-5 に示すとおりです。

表 7.1-5(1) 専門家等の意見

対象者：専門家 A 氏（哺乳類） 令和 4 年 8 月ヒアリング実施
①無人撮影は、イタチを主な対象とするのであれば、水辺や水田脇の水路等の環境に設置するとい。イタチは、地表面から水面までの高低差がある相沢川や大門川よりも、水田脇の水路や和泉川などの水辺にアプローチしやすい場所を利用している可能性が高い。
②供用時の建物の形状にもよるが、コウモリ類が利用する可能性がある。バットディテクターを用いた調査により、引き続き生息状況を把握してはどうか。

表 7.1-5(2) 専門家等の意見

対象者：専門家 B 氏（鳥類） 令和 4 年 8 月ヒアリング実施
①事後調査計画の調査時期、方法等については、問題ない。
②当該地域においては、工事によって生じた裸地や草地をコチドリ等のチドリ類が利用する可能性がある。そのため、チドリ類の繁殖への影響を回避するためには、秋季や冬季から繁殖期までの継続的な工事の実施、鳥類の繁殖を踏まえた工区割等を検討するとよい。
③果樹園は、昼間はオオタカ等の猛禽類の餌場となり、夜間はフクロウの餌場となる。果樹園及び畑地等は、造成により一度リセットされるのであれば、一時的にネズミ等がいなくなる、猛禽類の狩場がなくなる。耕作者に猛禽類等が来ていないか、聞いてみるのもよい。

表 7.1-5(3) 専門家等の意見

対象者：専門家 C 氏（昆虫類） 令和 4 年 8 月ヒアリング実施
①事後調査計画の調査時期、方法等については、問題ない。
②植物については、表土移植を行い、埋土種子の活用を図るのもよい。

表 7.1-5(4) 専門家等の意見

対象者：専門家 D 氏（魚類）・専門家 E 氏（貝類等） 令和 4 年 8 月ヒアリング実施
①魚類については、生活サイクルを踏まえ、繁殖状況が把握できる計画にするとよい。
②ホトケドジョウについて、越冬、繁殖期の調査は、目視による確認を併用する等、調査圧の低減に努めてほしい。

表 7.1-5(5) 専門家等の意見

対象者：専門家 F 氏（植物） 令和 4 年 8 月ヒアリング実施
①事後調査計画の調査時期、方法等については、問題ない。
②個体の移植以外に、表土移植や播種も必要に応じて実施するとよい。

② 保全対象種の生息・生育環境の創出

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）及び保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）に係る専門家等の意見は、表 7.1-6 に示すとおりです。

表 7.1-6(1) 専門家等の意見

対象者：専門家 A 氏、B 氏（ホトケドジョウを含む魚類） 令和 5 年 12 月ヒアリング実施

- ①和泉川の堤体上流の滞水環境については、水温の変化が少なくなるよう滞水環境や流れの緩急、水深の変化があることは重要。冬場は水温が下がりすぎないように湧水がある環境が必須となる。
- ②河岸の植栽については、自然の成り行きに任せた結果、外来種が繁茂する環境となってしまった事例がある。キショウブやガマ、ハンゲショウなどの地下茎が固い植物はホトケドジョウの産卵に利用できず、除草などの維持管理の負担も大きい。現況で見られるミズソバなどは水中に出た根を産卵場として利用できる。護岸は部分的な整備とすることが望ましい。全体を作りこみ、カゴマットやヤシロールで固めてしまうのではなく、現況のまま流れに任せた地形も重要。
- ③退避中のホトケドジョウの放流の回数については、リスク分散のために複数回に分けて放流する必要がある。春と秋に放流し、夏の稚魚の繁殖と冬の越冬をモニタリングし、環境へ定着・繁殖していることを確認したうえで次の放流としていくのが良いと考える。
- ④相沢川の整備については、護岸だけでなく河床も泥や砂、砂礫など変化をつけて整備し多様な河床環境を作ることも重要。

表 7.1-6(2) 専門家等の意見

対象者：専門家 C 氏（植物） 令和 5 年 2 月及び 12 月ヒアリング実施
①モザイク配置は多様な環境を組み合わせるというメリットもあるが、継続的に管理していくためには負担が大きいため、水田（湿地）をまとめて配置し、湿地（湿地環境、湿性草地、水路）や乾地（乾性草地、樹林）を適所に配置する計画が望ましいと考えられる。
②相沢川については、ミチゲーションを行うため、どこまで現況の環境を再現できるかが課題となる。現況環境を再現する重要性は和泉川も同様。
③移植については、表土ブロック移植は近年一般化している。定着させるためには移植先でどこまで現況と同じ水分環境を維持できるかが鍵となるため、移植先の環境が整うまでのスケジュールを確保できるかが課題となる。
④代償環境の整備における草地環境のバリエーションは、相沢川のミチゲーション範囲だけでなく、和泉川や他の草地広場空間なども含めた公園全体で考えることが必要である。環境保全対象種以外の植物が生育していても多様性が高まり良いが、オオキンケイギクなどの特定外来種が生育するような環境は問題である。園芸種の逸出については、水辺に近い場所に水辺を好む園芸種の宿根草を植えないようにするなどの配慮が必要である。
⑤移植先のモニタリングは継続してもらいたい。移植して終わりではなく、その後も継続した管理を行うことが重要。

表 7.1-6(3) 専門家等の意見

対象者：専門家 D 氏（昆虫類） 令和 6 年 1 月ヒアリング実施
①相沢川については、保全対象種のリスク分散やバックアップのための手段は複数用意し、できるところから早期に取組を始めるべきである。現況生育環境エリアを造成工事着手前まで湿地環境として維持する考え方は良い。
②和泉川については、湧水地点を明確にし、施工業者等へも周知して保全することが望ましい。
③移設・移植については、表土ブロック移植を含め、多様な手法を用いる点は良い。あらゆる手段を講じて出来るだけ多くの対象種の保全に取り組んでほしい。
④代償環境の整備は、できる限り早めに行い環境を安定させることが望ましい。アメリカザリガニなどの外来種対策として、畔波シートによる囲いや下流の代償エリアへ移動しないように導水部に工夫をするなどのハード整備による対策を行い、外来種が存在しないため池を目指すと良いのではないか。一方で侵入を前提に、整備後は外来種の低密度管理が必要。単調ではあるが継続的な作業のため、管理者負担は大きい。
⑤保全対象種の位置や個体数の変化など、民地での農業活動が終わることによる環境への影響の確認などは行うべきである。現況生育環境エリアを造成工事着手前まで湿地環境として保全することについては、どのような管理をいつ行ったかの記録も必要。農地を農業活動を行わず湿地的な維持管理のみを行った事例はほぼなく貴重な知見となり、また将来の公園の代償エリアの維持管理にも役立つ。

7.2 断面図

第2章（P. 2-14）に示した図 2.2-7 の代表的な断面の位置に対応する模式断面図は、以下の図 7.2-1～図 7.2-7 に示すとおりです。

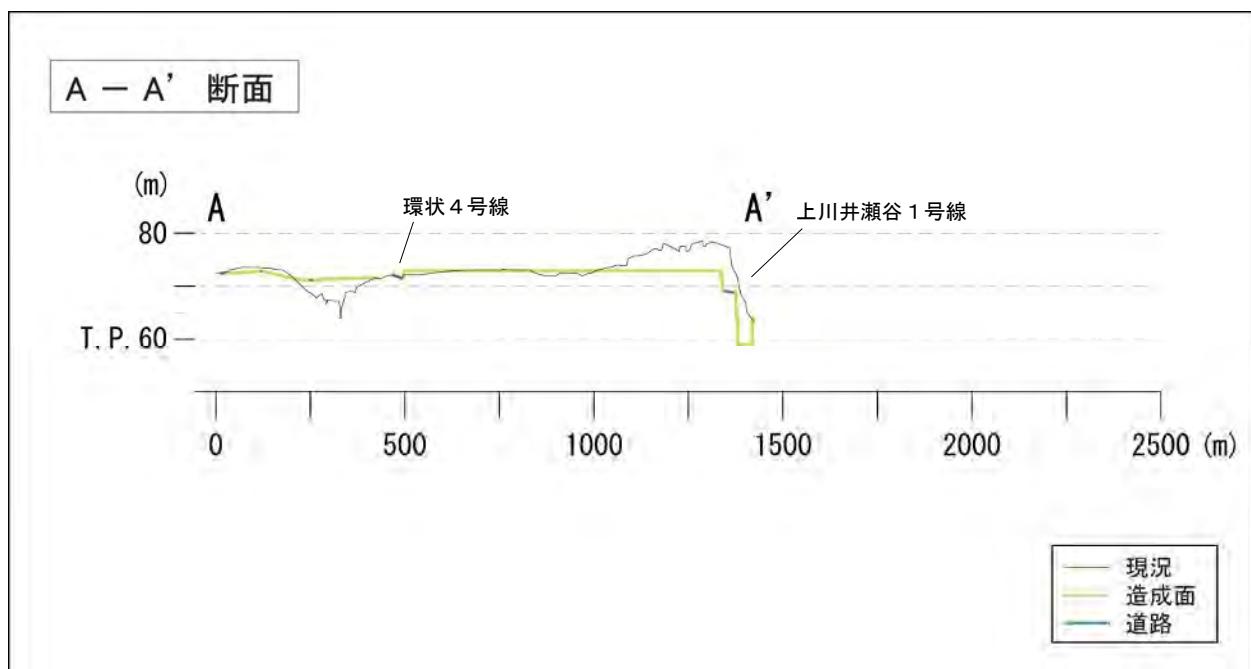


図 7.2-1 模式断面図 (A - A')

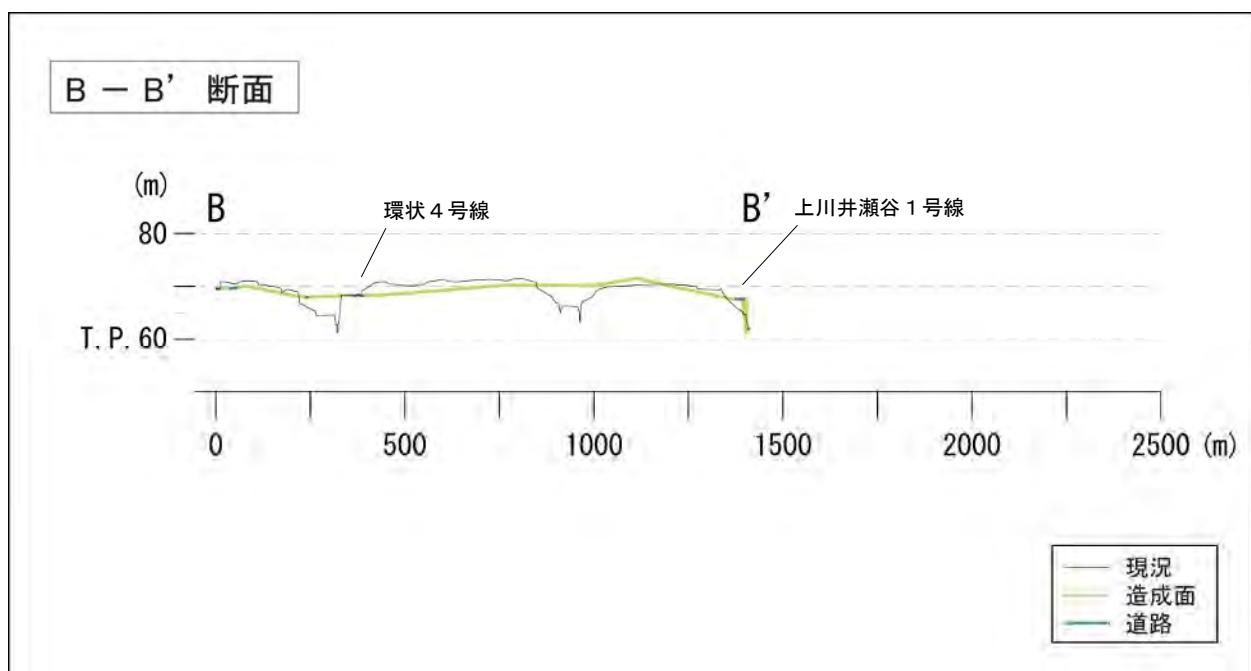


図 7.2-2 模式断面図 (B - B')

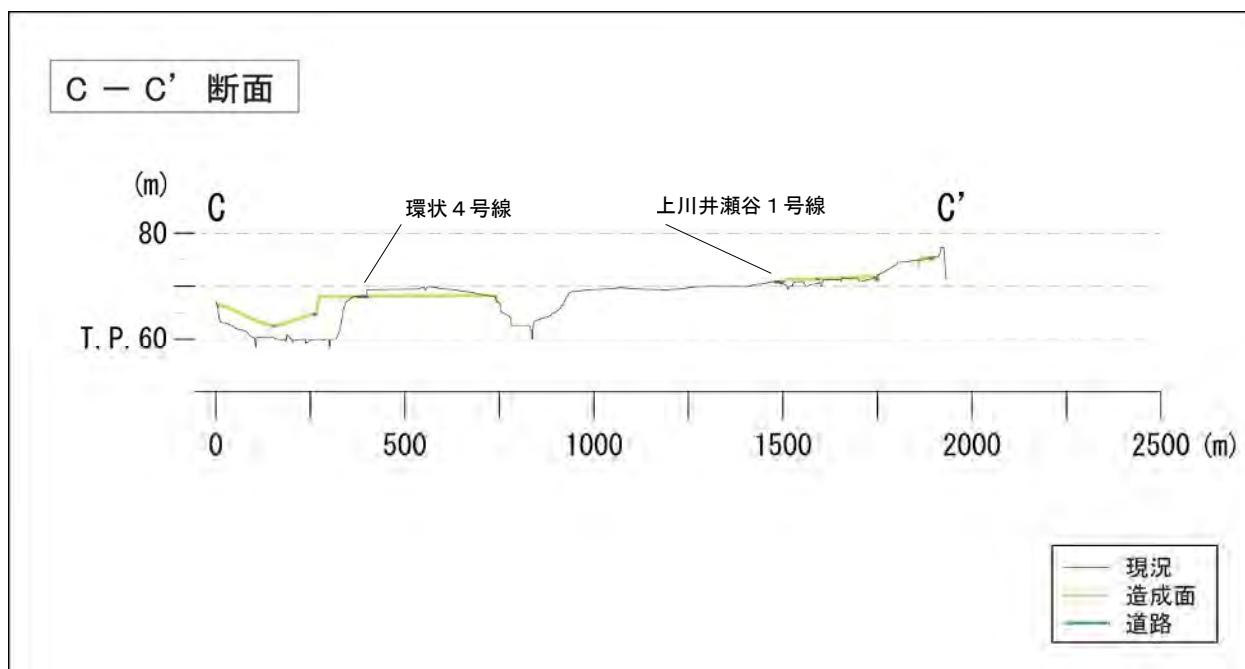


図 7.2-3 模式断面図 (C – C')

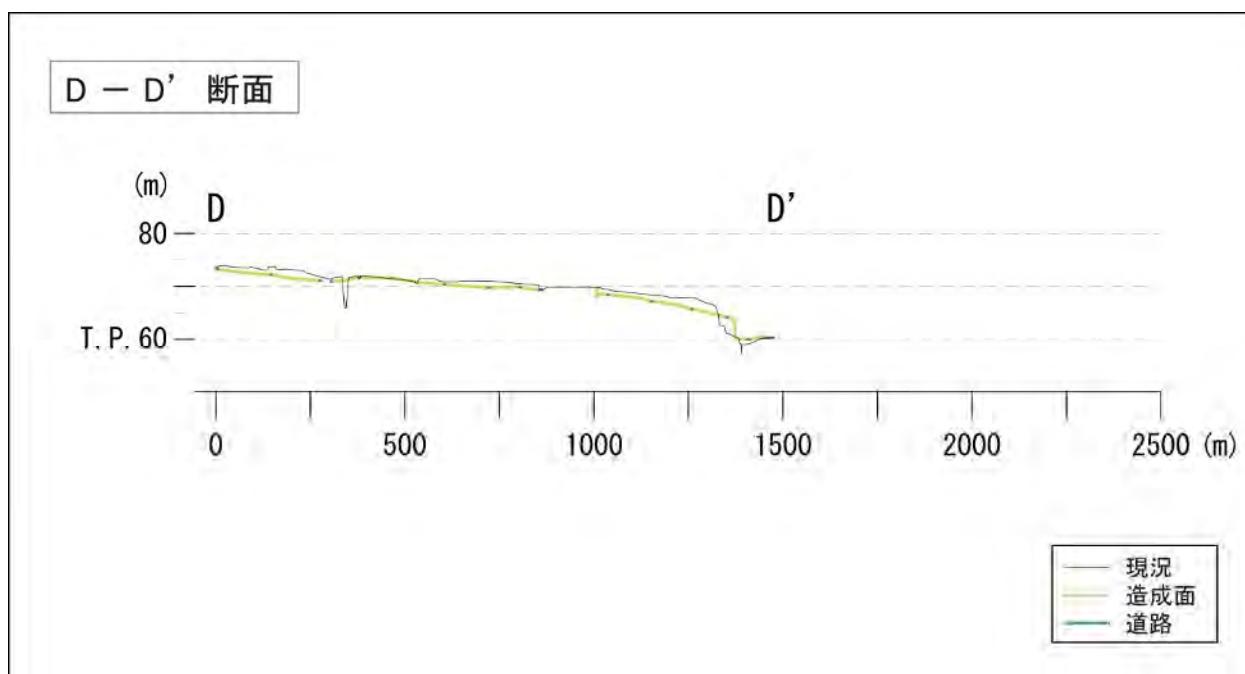


図 7.2-4 模式断面図 (D – D')

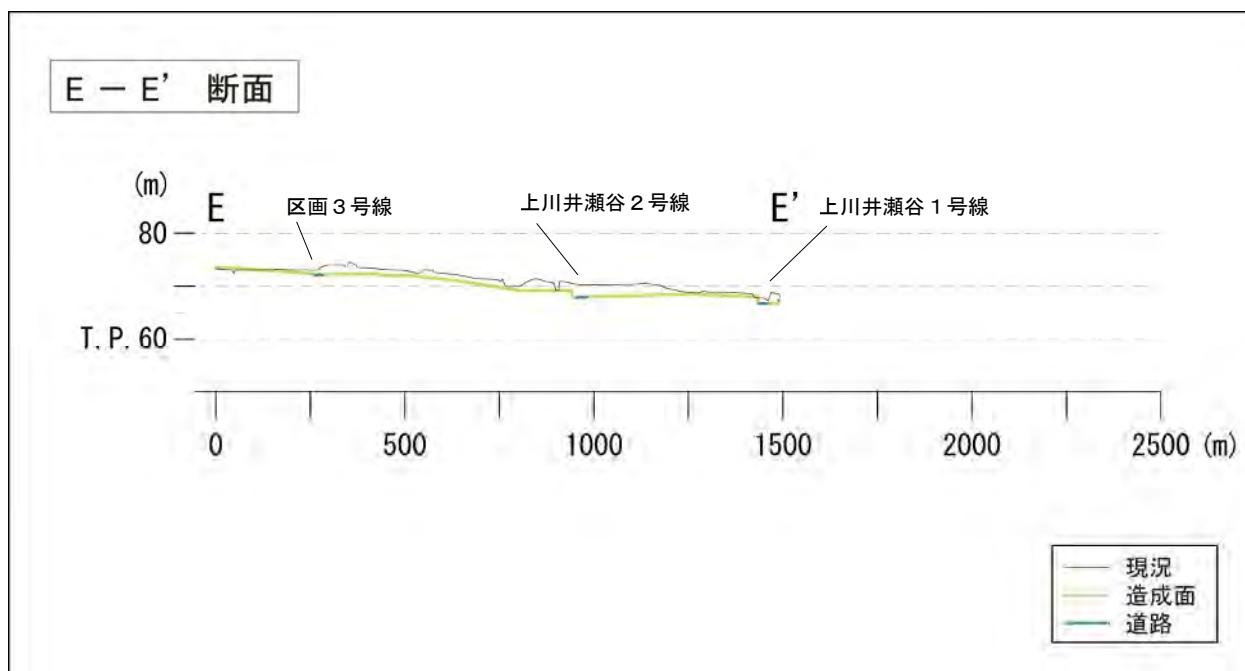


図 7.2-5 模式断面図 (E – E')

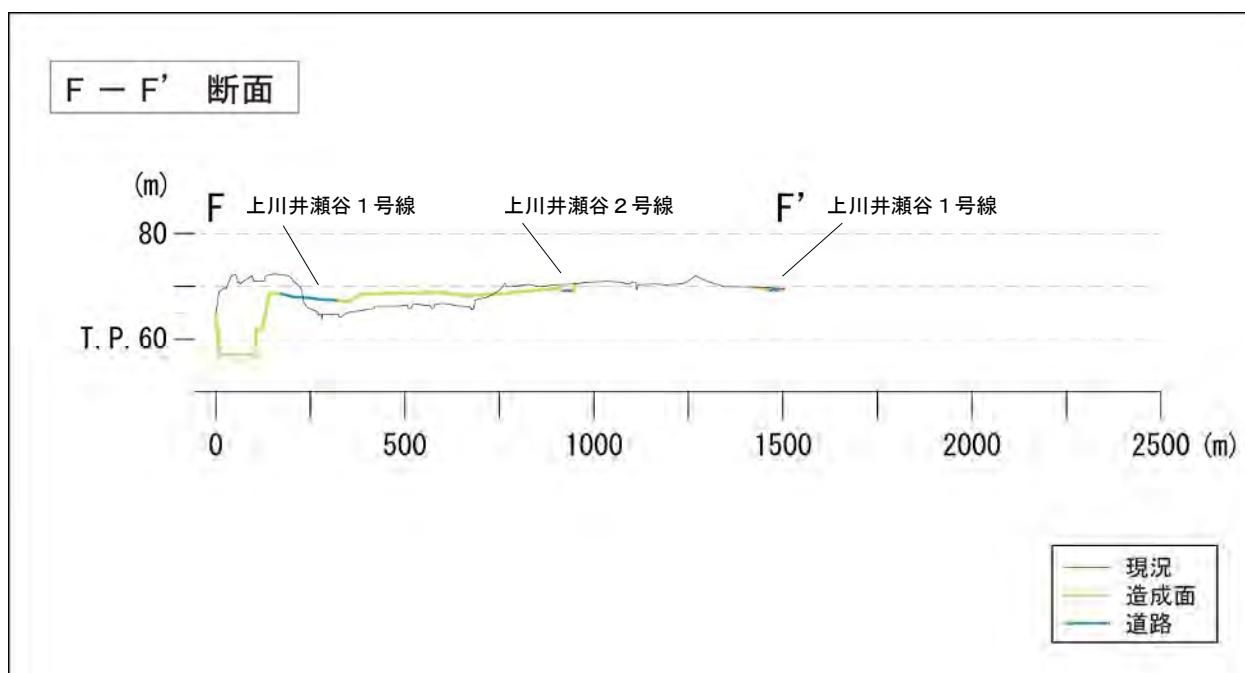


図 7.2-6 模式断面図 (F – F')

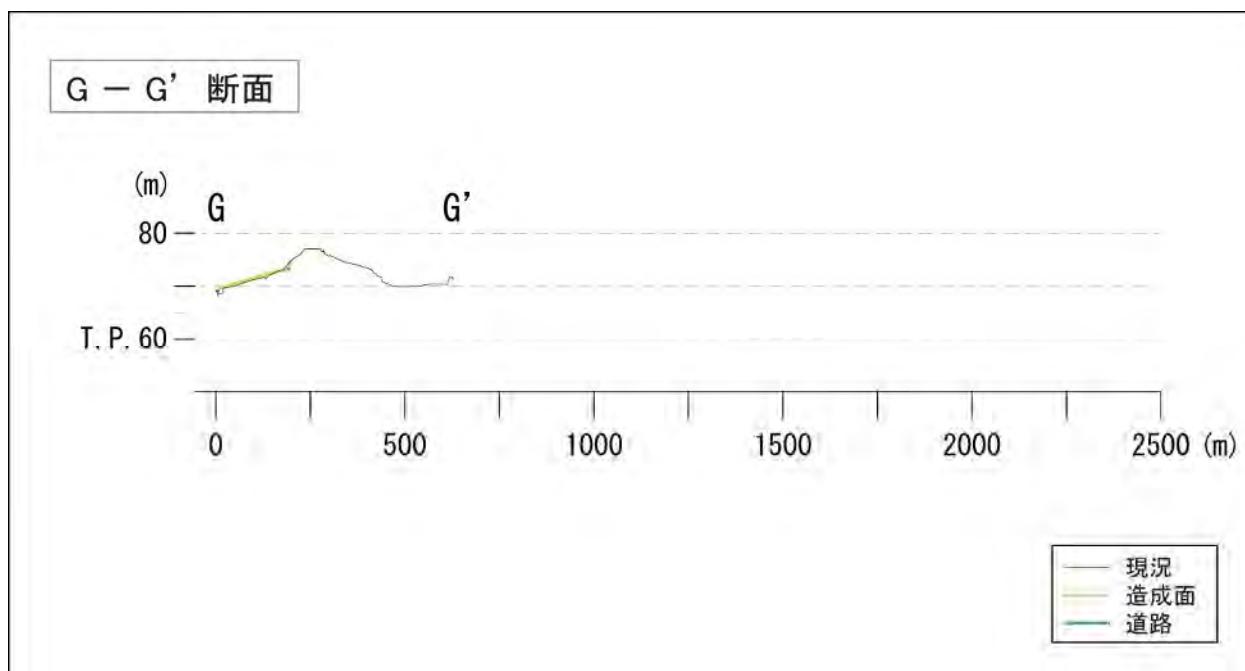


図 7.2-7 模式断面図 (G—G')